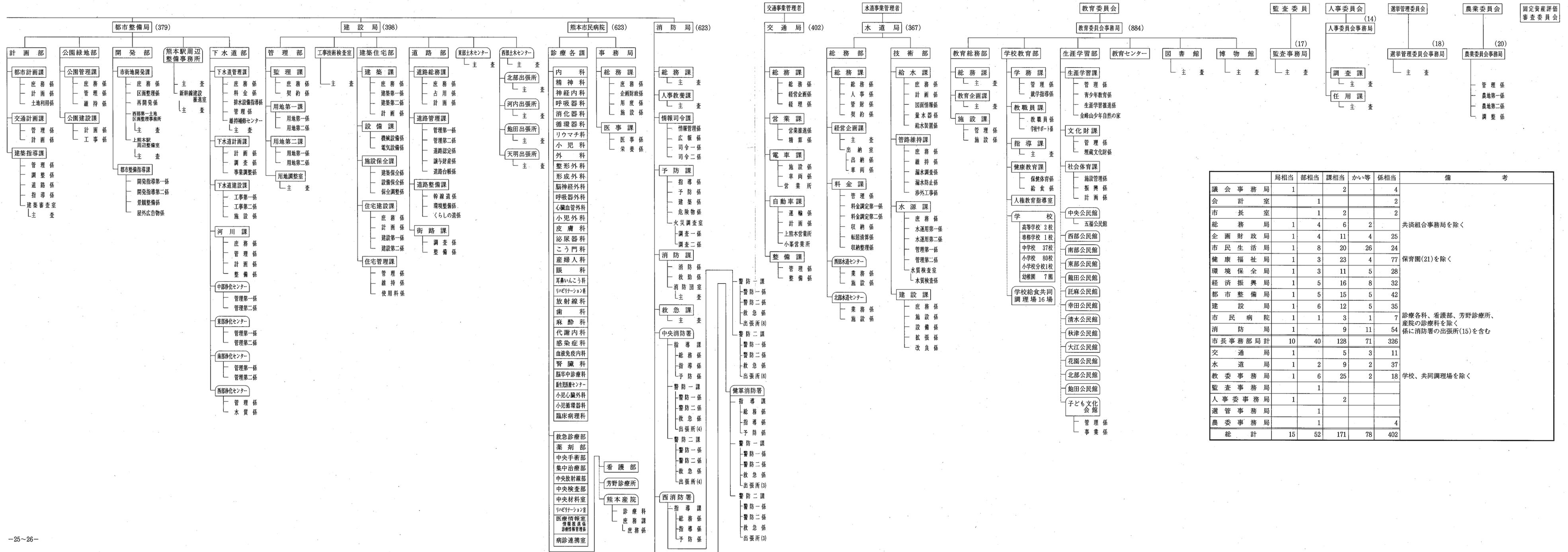


総務

1	行政機構図	23
2	歴代市長	27
3	名誉市民	28
4	職員数	30
5	給与	30
6	職員研修	34
7	人事委員会	36
8	基本構想	38
9	行政改革	43
10	広報	44
11	市民交流サロン	46
12	財政	49
13	市税	54
14	情報化推進	57
15	情報公開・個人情報保護・統計	62
16	総合防災	65
17	選挙	68
18	土地開発公社	72
19	土地開発基金	73
20	熊本市現代美術館の建設	73
21	市庁舎概要	75



	局相当	部相当	課相当	かい等	係相当	備考
議会事務局	1		2		4	
会計室		1			2	
市長室		1	2		2	
総務局	1	4	6	2		共済組合事務局を除く
企画政局	1	4	11	4	25	
市民生活局	1	8	20	26	24	
健康福祉局	1	3	23	4	77	保育園(21)を除く
環境保全局	1	3	11	5	28	
経済振興局	1	5	16	8	32	
都市整備局	1	5	15	5	42	
建設局	1	6	12	5	35	
市民病院	1	1	3	1	7	診療各科、看護部、芳野診療所、産院の診療科を除く
消防局	1		9	11	54	係に消防署の出張所(15)を含む
市長事務部局計	10	40	128	71	326	
交通局	1		5	3	11	
水道局	1	2	9	2	37	
教委事務局	1	6	25	2	18	学校、共同調理場を除く
監査事務局		1				
人事委事務局	1		2			
選挙事務局		1				
農委事務局		1			4	
総計	15	52	171	78	402	

2 歴代市長

代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	杉村 大八	明22. 5. 6	明26. 7. 9	12	石坂 繁	昭20.10. 4	昭21. 3.11
2	松崎 為己	◇26. 9.15	◇30. 8. 2	13・14	福田 虎亀	◇21. 6.14	◇23. 2. 9
3	辛島 格	◇30. 9.13	大 2. 1.20	15	佐藤真佐男	◇23. 4. 7	◇27. 3. 7
4	山田 珠一	大 2. 4. 2	◇ 3.10.10	16	林田 正治	◇27. 3.20	◇31. 2.23
5	依田 昌兮	◇ 4. 1.14	◇ 6. 9. 3	17・18	坂口 主税	◇31. 3.16	◇38. 1. 4
6	佐柳 藤太	◇ 6.11.20	◇10.11.19	19・20	石坂 繁	◇38. 2.15	◇45.11.26
7	高橋 守雄	◇11. 1.19	◇14. 7.13	21~24	星子 敏雄	◇45.12.20	◇61.12. 6
8	辛島 知己	◇14. 9.14	昭 4. 7. 4	25・26	田尻 靖幹	◇61.12. 7	平 6.12. 6
9	山田 珠一	昭 5. 2. 5	◇ 9. 4.17	27	三角 保之	平 6.12. 7	◇10.12. 6
10	山隈 康	◇ 9. 5.14	◇17. 5.13	28	三角 保之	◇10.12. 7	在任中
11	平野 龍起	◇17. 6.25	◇20. 8.10				

総務

3 名 誉 市 民

(平14. 8. 1現在)

とくとみ いちろう そほう
徳富猪一郎(蘇峰)氏(昭和30年顕彰)

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。熊本在住中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その啓蒙的影響が大であった。県近代文化功労者。

勲二等瑞宝章、文化勲章受章するが戦後辞退。

昭和32年11月2日逝去(94歳)

たかはし もりお
高橋守雄氏(昭和30年顕彰)

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂(二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他)熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。熊日社会文化賞受賞。県文化功労賞受賞。勲三等瑞宝章受章。

昭和32年5月6日逝去(74歳)

ほそかわ もりたつ
細川護立氏(昭和35年顕彰)

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。文化功労者選考審査委員。勲四等瑞宝章受章。

昭和45年11月18日逝去(87歳)

ふくだ れいじゅ
福田令寿氏(昭和35年顕彰)

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者に選ばれたほか、数々の叙勲、受賞に輝き、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。文部大臣表彰。県近代文化功労者。勲四等旭日小綬章受章。

昭和48年8月7日逝去(100歳)

うの てつと
宇野哲人氏(昭和44年顕彰)

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。県近代文化功労者。勲一等瑞宝章受章。

昭和49年2月19日逝去(98歳)

かたやまくまじ なんぶう
堅山熊次(南風)氏(昭和44年顕彰)

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の薫りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。県近代文化功労者。文化功労者。文化勲章受章。勲三等旭日中綬章受章。

昭和55年12月30日逝去(93歳)

ごとう やうたろう せざん
後藤祐太郎(是山)氏(昭和54年顕彰)

明治19年6月8日生まれ。熊本における文化啓蒙家として郷土史の研究、文化活動において多大の功績があつ

た。

俳句同人誌「東火」（昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。）主宰をはじめ、力作「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年6月4日逝去（99歳）

なかむら は ま こ ていじょ
中村破魔子（汀女）氏（昭和54年顕彰）

明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭脳的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和63年9月20日逝去（88歳）

4 職 員 数

(平14. 4. 1現在)

区 分	定 数	現 員 数
市 長 事 務 部 局	4,113	4,035
議 会 事 務 局	28	26
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	22	18
監 査 事 務 局	17	17
教 育 委 員 会 事 務 局 及 び 学 校 そ の 他 の 教 育 機 関	1,040	884
人 事 委 員 会 事 務 局	16	14
消 防 局	631	623
農 業 委 員 会 事 務 局	27	20
交 通 局	499	402
水 道 局	407	367
計	6,800	6,406

5 給 与

(1) 局別職員給料

(平14. 4. 1現在)

局 別 \ 区 分	給 料 月 額			平均年齢	平均 勤続年数
	最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局	656,300円	145,400円	353,268円	41歳 0月	17年 9月
議 会 事 務 局	567,500	178,500	359,381	40 11	17 6
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	540,000	201,900	389,411	45 4	23 0
監 査 事 務 局	525,600	255,800	393,629	44 11	21 2
教 育 委 員 会 事 務 局	557,700	145,400	383,929	44 6	17 8
人 事 委 員 会 事 務 局	567,500	214,600	371,643	41 4	18 7
消 防 局	572,300	155,700	355,298	40 3	19 5
農 業 委 員 会 事 務 局	530,600	229,100	375,590	43 7	20 11
交 通 局	525,600	166,700	309,773	41 10	14 8
水 道 局	562,700	145,400	358,884	41 5	19 5
全 体	656,300	145,400	355,632	41 6	17 10

(2) 初任給基準

(平14. 4. 1現在)

区 分	職 種	試 験		学歴免許等	初 任 給		
					級	号給	金 額
一 般 職 員 給 料 表	一 般	正 規 の 試 験	上級職		2	4	178,500 円
			初級職		1	4	145,400
	保 育 士		短 大 卒	1	6	155,700	
	獸 医 師		新 大 6 卒	2	7	196,000	
	薬 剂 師		大 学 卒	2	4	178,500	
	栄 養 士		大 学 卒	2	4	178,500	
	保 健 師		短 大 卒	2	2	167,200	
	助 産 師		大 学 卒	2	4	178,500	
	看 護 師		短 大 3 卒	2	3	172,800	
	診 療 放 射 線 技 師		短 大 3 卒	1	8	166,700	
	臨 床 検 査 技 師		短 大 2 卒	1	7	161,200	
	歯 科 衛 生 士		大 学 卒	1	9	172,300	
	理 学 療 法 士		短 大 3 卒	1	8	166,700	
	視 能 訓 練 士		短 大 3 卒	1	8	166,700	
	臨 床 工 学 技 士		大 学 卒	1	9	172,300	
	そ の 他			短 大 3 卒	1	8	166,700
				大 学 卒	2	4	178,500
			大 学 卒	2	4	178,500	
			短 大 卒	1	6	155,700	
			高 校 卒	1	4	145,400	
			中 学 卒	1	1	131,400	
消 防 職 員 給 料 表	上 級 消 防 職	正 規 の 試 験	上級職		1	9	189,600
	初 級 消 防 職		初級職		1	3	155,700
医 職 給 料 表 療 養 員 表	医 歯 科 医 師		博 士 課 程 修 了	1	8	333,100	
			新 大 6 卒	1	2	241,900	
教 育 職 給 料 表 (一)	教 養 教 護 教 諭 員		博 士 課 程 修 了	2	9	262,000	
			修 士 課 程 修 了	2	5	217,900	
	講 養 助 美 護 習 助 教 助 師 諭 論 手		大 学 卒	2	2	195,300	
			短 大 卒	1	4	164,400	
			大 学 卒	1	7	191,800	
			短 大 卒	1	4	164,400	
教 育 職 給 料 表 (二)	教 諭		高 校 卒	1	2	150,600	
			博 士 課 程 修 了	2	12	262,000	
	講 助 教 師 諭		修 士 課 程 修 了	2	8	217,900	
			大 学 卒	2	5	195,300	
			短 大 卒	2	2	166,600	
			大 学 卒	1	7	191,800	
講 助 教 師 諭		短 大 卒	1	4	164,400		
		高 校 卒	1	2	150,600		

総務

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額	適 用 年 月 日	改正前給料月額	適用年月日
市 長	1,178,000円	平10. 4. 1	1,159,000円	平 8. 4. 1
副 市 長	920,000	〃	905,000	〃
収 入 役	826,000	〃	813,000	〃
常勤監査委員	716,000	〃	705,000	〃
企 業 管 理 者	728,000	〃	717,000	〃
教 育 長	728,000	〃	571,600	〃

区 分		現行報酬額	適用年月日	改正前報酬額	適用年月日
教育委員会	委 員 長	月 額 146,000円	平10. 4. 1	144,000円	平 9. 4. 1
	委 員	月 額 89,000	〃	88,000	〃
監 査 委 員	識見を有する者のうちから選任された監査委員 (非常勤)	月 額 139,000	〃	137,000	〃
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月 額 72,000	〃	70,000	平 8. 4. 1
人事委員会	委 員 長	月 額 167,000	〃	165,000	平 9. 4. 1
	委 員	月 額 140,000	〃	139,000	〃
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月 額 92,000	〃	90,000	〃
	委 員	月 額 60,000	〃	59,000	〃
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
投票管理者及び開票管理者		1回につき13,000	平10. 6. 1	11,000	平 4. 4. 1
選 挙 長		1回につき13,000	〃	11,000	〃
投票立会人、開票立会人及び選挙立会人		1回につき12,000	〃	10,000	〃
固定資産評価審査委員会委員		日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
農業委員会	会 長	月 額 92,000	平10. 4. 1	90,000	平 9. 4. 1
	副会長、部会長及び副部会長	月 額 60,000	〃	59,000	〃
	部会の委員及びその他の委員	月 額 56,000	〃	55,000	〃
その他の非常勤の職員		上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬の額は、年額報酬にあつては300,000円、月額報酬にあつては200,000円、日額報酬にあつては10,000円、時間報酬にあつては1,000円(医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあつては400,000円、月額報酬にあつては600,000円、日額報酬にあつては30,000円)を越えない範囲内で、条例及び規則で定める	平 9. 4. 1	予算の範囲内において市長が定める額	昭63. 4. 1

(4) 旅 費 (熊本市職員等の旅費支給に関する条例 (抜すい))

(平10. 4. 1施行)

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)	食卓料 (1夜に つき)
1号	市長・助役 ・ 収入 役	運賃の等級を2階級 に区分する線路にあつ ては上級の運賃、運	運賃の等級を3階級 に区分する船舶にあつ ては中級の運賃、2	円 3,600	円 17,800	円 3,600
2	企業管理者・ 常勤の監査委 員・教育長・8 級及び9級の職 務にある者	賃の等級を設けない 線路にあつてはその 乗車に要する運賃及 び特別車両料金を徴 する客車を運行する	階級に区分する船舶 にあつては上級の運 賃。ただし、鉄道連 絡船にあつては鉄道 運賃に同じ。	3,000	14,800	3,000
3	3級から7級ま での職務にあ る者	ものによる旅行をす る場合には特別車両 料金(特別車両料金		2,600	13,100	2,600
4	1級及び2級の 職務にある者	にあつては、1号区 分の適用を受ける者 に限る。)		2,200	10,900	2,200

(注)

- 1 普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかに普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。
- 2 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。
- 3 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)第3条第2項第1号に規定する一般職職員給料表による当該級の職務及び一般職職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

総務

6 職 員 研 修

(1) 研修受講人員

区分	特別研修	基本研修	実務研修	内部講師養成研修	派遣研修	職場研修	自主研修	合 計
延人員	409	501	623	24	45	3,182	68	4,852

(2) 特別研修

研 修 名	対 象	回数	人員	日数	実施時期	内 容
政 策 法 務 研 修	全 職 員	回 —	人 25	日 90	月 10~1	法務能力の向上及び条例の策定演習
熊本産学官交流研修	全 職 員	—	5	—	H13.6 ~H14.3	異業種交流をすることにより、広い視野を持った人材の育成
監督者特別研修	ラインの監督者	14	379	2	6.7.8	人材の評価技能、部下指導における面談技術を習得

(3) 基本研修

研 修 名	対 象	回数	人員	日数	実施時期	内 容
新規採用職員研修	一般行政職・業務職・薬剤師等	回 1	人 54	日 13	月 4	組織人、公務員としての使命を認識するとともに、業務遂行上の基本的共通知識・技能を修得し、市民の負託に応えられる職員を育成
	保健師・看護師・臨床検査技師	1	21	10	5	
事務・技術職研修第Ⅰ部	採用後3年目の事務・技術職	2	65	2	6	業務改善のためのスキルを習得
事務・技術職研修第Ⅱ部	吏員昇任後7年目の事務・技術職	5	155	3	10.11.1	多角的な視野を持ち、自己の立場と役割を踏まえ、前向きに自分自身をマネジメントできる職員の育成
作業長・主任研修	作業長・主任昇任者	1	7	1	9	現場の責任者及び指導者としての役割を果たすための必要な知識の修得
係長研修第Ⅰ部	係長級昇任者	3	89	1	5	監督者として業務遂行に必要な知識・技能を修得
課長補佐研修第Ⅰ部	課長補佐級昇任者	2	59	1	9	職員が持つべき資質や心構え、職場における課題などを踏まえつつ新任課長補佐として持つべき役割と使命を認識
課長研修第Ⅰ部	課長級昇任者	1	23	0.5	4	管理者としての責務を認識させ、新総合計画実現に向け第一線で指揮にあたる管理者としての自覚を促す
課長研修第Ⅱ部	ラインの管理者	1	28	1.5	4	職員の評価技能、部下指導における面談技術を習得

(4) 実務研修

研 修 名	対 象	回数	人員	日数	実施時期	内 容
行 政 法 研 修	全 職 員	回 1	人 16	日 6 3.5h/1回	月 2	基礎的法務能力、論理的思考能力
民 法 研 修	全 職 員	1	43	8 3.5h/1回	1.2	民法について基本的な理解を深め、法的思考力、法的センスを身につける
クレーム対策実務研修	課長補佐級以上の職員	4	112	1	2	市民や業者に対する接遇、特にクレーム対応についての原因分析及び再発防止のための組織的な取り組み方
パソコン研修	全 職 員	24	452	1	1.2.3	Word・Excelの中級レベルの操作法を習得

(5) 内部講師養成研修

研修名	対象	回数	人員	日数	実施時期	内容
事務技術職研修講師養成研修	吏員研修内部講師	回 6	人 20	日 1	月 8～3	吏員研修講師として必要な基礎的研修理論の修得と指導技術の向上
接遇リーダー養成研修	接遇研修内部講師	1	4	5	2	新規採用職員に対して行う接遇研修の指導者として必要な知識、技能態度の修得及び能力の向上

(6) 派遣研修

研修名	場 所	人 員	期 間
海外派遣（短期型）	ドイツほか欧州各国	人 1	12日
自治大 学 校	東京都	2	3ヵ月～5ヵ月
国際文化アカデミー	滋賀県大津市	19	2日～30日
市町村アカデミー	千葉市	21	4日～10日
民間派遣研修	近畿日本ツーリスト(株)・(株)電通九州	2	1年

総務

(7) 職場研修

研修名	対象	回数	人員	日数	実施時期	内容
職 場 研 修	全職場・全職員	回 54	人 2,952	日 1～2	月 4～3	各職場の業務に密着した研修を職場主導型で実施することにより、業務の効率化及び職場の活性化を促進する
専門職員派遣研修	専門的知識・技能が求められる職場の職員	52	53	2～31	5～3	専門的知識・技能が求められる職員の育成を図る
大学研修生・聴講生派遣研修	全職場・全職員	2	2	1(年)	4～3	熊本県立大学大学院、熊本大学大学院に職員を派遣し専門知識を修得させる
先進都市派遣研修	作業長・主任を除く業務職員	15	15	2～3	10～12	職務に対する意識及び職場におけるモラルの向上
その他職場派遣研修	全職場・全職員	107	160	1～5	4～3	熊日経営セミナー 県下11市女子職員研修 その他

(8) 自主研修

研修名	対象	回数	人員	実施時期	内容
通 信 教 育	全職員	回 —	人 56	月 4～3	自ら学ぶ姿勢を持つ意欲ある職員を援助することにより、自己啓発の促進を図る
ドイツ語研修	全職員	12	12	9～12	国際的な広い視野と識見を備えるために、その基礎となる語学能力を養う
職員研修誌	全職員	1	—	8	時代に適応した記事を掲載し、全職員への自己啓発意欲の浸透と市職員としての素養の向上を図る

7 人事委員会

人事委員会は、地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、人事行政の適正な実施を確保するため、平成6年4月1日に設置された人事機関であり、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する3人の委員をもって組織されている。

人事委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する不服申立ての審査などを主な業務としている。

(1) 平成13年度職員採用試験の実施状況

試験区分	職 種	申込者数	第一 次 受 験 者 数 A	第一 次 合 格 者 数	第二 次 受 験 者 数	最 終 合 格 者 数 B	倍 率 A/B	
上 級 職	事 務 職	人 659	人 459	人 40	人 39	人 20	倍 23.0	
	技 術 職	土 木	99	68	10	10	5	13.6
		建 築	42	31	6	6	3	10.3
		機 械	24	16	4	4	2	8.0
		化 学	34	26	4	4	2	13.0
		農 業	23	16	4	3	2	8.0
	水 産	16	10	4	4	2	5.0	
	文化財専門職	45	31	3	3	1	31.0	
免 許 資 格 職 (上級職)	獣 医 師	11	6	5	5	2	3.0	
	薬 剤 師	24	22	4	4	2	11.0	
	保 健 師	77	62	10	9	5	12.4	
	助 産 師	17	14	6	6	3	4.7	
初 級 職	事 務 職	376	306	47	47	26	11.8	
	技術職(土木)	47	42	10	10	5	8.4	
免 許 資 格 職 (中級職)	保 育 士	77	62	6	6	3	20.7	
	看 護 師	167	141	55	46	27	5.2	
	臨床工学技士	20	18	3	3	1	18.0	
	視能訓練士	9	8	3	3	1	8.0	
業 務 職	業 務 職	311	269	30	30	15	17.9	
消 防 職	上 級 消 防 職	210	167	12	10	6	27.8	
	初 級 消 防 職	197	168	26	26	14	12.0	
計		2,485	1,942	292	278	147	13.2	

(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、平成13年職種別民間給与実態調査をもとに、平成13年10月2日市議会議長及び市長に対して「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その主な概要は、次のとおりである。

ア 職員の状況（平成13年4月現在）

区 分	職 員 数	平 均 給 与	平 均 年 齢	平均経験年数
調査対象職員	5,585人	371,850円	41歳4月	20年6月
一般行政職	2,506人	378,376円	41歳9月	20年3月

イ 民間の状況

調査対象は、市内の70事業所（企業規模100人以上、事業所規模50人以上の164事業所から抽出）

ウ 公民給与の較差（一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与の比較）

民間給与(A)	職員給与(B)	較差 (A) - (B)
391,431円	391,105円	326円 (0.08%)
4月遡及改定分の影響(積残し分)		8円 (0.00%)
合 計		334円 (0.08%)

エ 勧告の内容

暫定的な一時金については、国及び他の地方公共団体の状況を考慮して支給すること。

諸手当については、民間の支給状況並びに国及び他の地方公共団体の状況を考慮して改定すること。

この改定は、平成13年4月1日から実施すること。ただし、住居手当の改定については、平成14年4月1日から実施すること。

(3) 公平審査

平成13年度には、措置要求事案及び不服申立て事案はなく、係属中の事案もない。

8 基本構想

熊本市基本構想（平成12年3月27日議決）

この基本構想は、21世紀における熊本市がめざすまちの姿を描き、これを実現するため、今後進めていくまちづくりの方針を明らかにするものです。また、別に定める基本計画、実施計画と併せて総合的、計画的な市政運営の指針とします。

策定にあたって

本市は、昭和39年に第一次熊本総合計画を策定し、以来、社会の変化に対応するため改定を重ねながら、市民生活の向上と市勢の発展に努めてきました。

しかし、近年、少子・高齢化、高度情報化、グローバル化、環境問題の深刻化など、本市を取り巻く情勢は予想をはるかに超えて急速に変化しており、社会や日常の暮らしのあり方そのものが改めて問い直されています。

また、一方では、地方分権や規制緩和に伴い、まちづくりにおける自治体の役割や住民参加についても新たな方向が模索されております。

そこで、このような大きな時代変化に対応するとともに、21世紀という新たな百年における本市の基礎を創る「まちづくりの基本方針」として、この基本構想を策定します。

この構想の目標年次は西暦2010年とし、目標年次における熊本市域の人口は約70万人を想定します。

1 まちづくりの理念

まちの主役は私たち市民です。

その一人ひとりが、互いに人権を尊重し合い、最も身近な家族はもとより、生まれ育った地域社会や郷土、さらには、自然や人類への深い愛情を持ちながら、日々健康でいきいきと心豊かに暮らせることが市民生活の理想です。

また、一方では、かけがえのない地球環境を守り次代へ引き継ぐため、環境に負荷をかけない生活へと転換していくことが、今を生きる私たちの責務でもあります。

これからは、このような市民生活の実現に向けて、私たち一人ひとりが、自らの役割を自覚し、責任を果たしながら、まちづくりを進めることが必要です。

そこで、本市では、「人にやさしく、地球にやさしい」を基本理念として、日々の暮らしの中で、このまちに生まれ、このまちに住む、そのしあわせを実感できる「よかひと、よかまち、よかくらし」づくりを市民総参加で進めます。

2. めざすまちの姿

まちづくりの理念に基づき、21世紀において本市がめざすまちの姿を次のとおり設定します。

よかひと！ よかまち！ よかくらし！ しあわせ実感、夢と活力の「生活首都」

“よかひと”とは

未来に向かって自らの可能性を切り拓く主体性を持ち、世代や文化の違いを超えて多様な価値観を受け入れることができる、豊かな感性と深い思いやりにあふれる“ひと”。

そして、自分の夢に挑戦するとともに、地域社会の一員として、また地球市民としてそれぞれの役割と責任を担い、まちづくりや社会貢献に積極的に努める、そんなひとです。

“よかまち”とは

水と緑の豊かな自然が息づき、城下町の伝統や「森の都」の景観を活かした落ちつきのある空間の中で、循環を基調とした都市活動が展開されるとともに、質の高い都市サービスが提供され、そこに集う人々の多様な生き方や夢を実現できる活力ある“まち”。

そして、熊本ならではの新たな出会いと交流を通して、様々な産業や個性豊かな文化が創り出され、九州における中枢都市として地域をリードする役割を果たす、そんなまちです。

“よかくらし”とは

安心して暮らせる居住環境のもと、誰もが心身ともに健やかで働く喜びと生きがいを持ちながら、互いに助け合い、環境に配慮した生活を営む、人と地球にやさしい“くらし”。

そして、人と人とのきずなが育まれ、自然や歴史・文化とのふれあいの中で、真に心の豊かさを実感できる、そんなくらしです。

このように、市民が多彩な夢を実現し、ともにしあわせを実感できる活力あふれるまち、それが私たちがめざすまちの姿です。

3 施策の基本方針

それぞれの分野において、次のような基本方針に基づき、めざすまちの姿の実現に向けた施策を進めます。

(1) 一人ひとりが輝く人権尊重社会の構築

すべての人々が、人として等しく尊重され、平等に社会参加できるよう、人権意識を高め、人権擁護のための支援を行います。また、男女が対等な立場で参画し、ともに責任を担える社会を形成します。

(2) 心がかよいあう市民生活の創出

市民が、安心して暮らせ、心がかよいあう生活を送れるよう、消防・救急救助体制の強化、交通安全の確保、消費生活の安定と向上などに努めるとともに、国内外との交流やふれあいのあるコミュニティづくりを進めます。

(3) 健やかでいきいきと暮らせる保健・福祉の充実

市民が、生涯を通して心身ともに健やかでいきいきと暮らせるよう、市民自らが健康づくりに取り組める体制を整備します。また、保健、医療、福祉分野の連携による総合的なサービスの提供を通して、高齢者や障害者はもとより、誰もが自分の能力を活かして社会参加できるための支援を行います。

(4) 水と緑に囲まれた良好な環境の形成

市民が、将来にわたって豊かな環境の恵みを受けられるよう、大気汚染など公害の未然防止、かけがえのない地下水の保全と緑の育成、ごみの適正処理などを推進し、良好な生活環境を整えます。また、生態系の保全を図りながら、資源・エネルギーの再利用や有効利用を進め、自然と共生した環境負担の少ない社会を築きます。

(5) 魅力と活力あふれる産業・経済の振興

市民の就業機会が広がり生活の経済基盤が安定するよう、商工、農林水産、観光など地場産業の生産性や付加価値を高めるとともに、広く情報、技術、人材などの交流を通して産業の高度化を進めます。さらに、情報通信、健康福祉、環境、バイオテクノロジーなど、これからの時代の要請に対応した産業の育成や成長力のある企業の立地を図り、地域経済の新たな魅力と活力を生み出します。

(6) 安全で快適な都市基盤の整備

市民が、災害に強い安全なまちの中で、生活の利便性や快適さを享受できるよう、道路、住宅、公園、上下水道、河川などの都市施設を環境に配慮しながら整備するとともに、秩序ある市街地の形成を進めます。また、誰もが利用しやすい交通体系や情報ネットワークを総合的に整備します。

(7) 豊かな人間性を育む教育・文化・スポーツの振興

市民が、豊かな個性や能力を育み、その力を十分に発揮して充実した人生を送れるよう、生涯を通していつでもどこでも学習やスポーツに参加でき、多彩な文化に親しめる機会を広げます。特に、次代を担う子どもたちに対しては、情報化、国際化など社会の変化に対応した学校教育の推進はもとより、家庭、学校、地域社会が一体となって、その健やかな成長を支えます。

4 まちづくりの重点的取り組み

施策の基本方針に基づきそれぞれの施策や事業を展開していく中で、“よかひと”、“よかまち”、“よか暮らし”づくりに向け、その中心となる取り組みとして次の3つを掲げ重点的に進めます。

(1) “よかひと”を育む 「自立と共生の地域づくり」

まちづくりの原点は、人づくりです。そこに暮らす人々のあり方がまちの姿を決めるといっても過言ではありません。

これからの人づくりにおいては、すべての市民が自らの個性や能力を社会の中で十分に発揮できる環境を整備しながら、多様な価値観を認め合い互いに支えあう「自立と共生」の精神を社会全体で育てていかなければなりません。

そこで、“よかひと”を育むために、最も身近な地域社会において、「自立と共生」を基調としたコミュニティづくりを進めるとともに、特に本市の未来を担う子どもたちが、主体性ある人間として健やかに成長できるよう、地域ぐるみで支える体制をつくります。

具体的には、

- ① 心と社会のバリアフリーを基本としながら、地域住民と保健福祉センター等との連携など、地域の保健福祉機能の向上を図ります。
- ② 健康づくりや環境保全など身近な地域の課題について、住民自らが取り組み解決できるよう、住民自治やボランティア活動を促進します。
- ③ 自然や地域社会の中で子どもたちの多様な体験機会を増やします。

(2) “よかまち”を築く 「人々が集う森の都づくり」

まちの活力の源は、人と人との交流です。そして、そのまちにしかない魅力が人をひきつけ交流を促します。

地方分権が進み都市の独自性が一層重要になってくる中、九州の中央に位置する本市の特性を踏まえ、まちの魅力を創出しながら、より多くの人々に出会いと交流の場を提供することで、新たな活力を生み出していかなければなりません。

そこで、“よかまち”を築くために、「森の都」の趣を大切にしながら、伝統ある歴史や文化を活かして熊本の個性を引き出しています。また、交通基盤や集客機能の整備を進め、人々の多様な交流を促します。

具体的には、

- ① 本市のシンボルである熊本城の復元整備や緑の保全・育成に努め、市電の活用を図りながら、落ち着きとゆとりのあるまちの香りを大事に育みます。
- ② 九州新幹線や高速道路などの広域交通網をはじめ、情報通信網などの整備を促進するとともに、中心市街地の再開発や、副都心としての熊本駅周辺の再整備に取り組みます。
- ③ 観光資源の整備開発を進め、レジャーやコンベンションの機能を高めます。

(3) “よかくらし”を営む 「環境と調和した循環型社会づくり」

良好な環境は、人々が快適な暮らしを営むために欠かせないものです。特に、本市は、豊かな緑で囲まれ飲料水をすべて地下水で賄うなど自然環境に恵まれ、市民も環境保全に対する高い意識を持っています。

地球環境がかつてない危機に直面している今こそ、私たちは、大量生産・大量消費に支えられた今日の社会・経済の在り方そのものを見直し、日々の暮らしから環境に負荷をかけないものに変えていかなければなりません。

そこで、“よかくらし”を営むために、資源やエネルギーの浪費をなくすとともに、できる限り繰り返し使っていく循環を基調とした社会システムをつくります。

具体的には、

- ① 資源リサイクルを進め、個人の生活から都市活動に至るまでごみをできるだけ出さない仕組みに改めていきます。
- ② 公共交通機関や自転車の利用を促進し、太陽光など自然エネルギーの積極的な活用に努めます。
- ③ 水田や森林の保全、人工涵養などを通じて、自然の水循環機能を高めます。

5 構想を推進するために

本構想に掲げるまちづくりを推進するため、全ての施策や事業を進めるにあたり、次のことを基本とします。

(1) 信頼される市政の運営

① 開かれた市政の推進

運営の基準や経過など、行政の情報を積極的に公開するとともに、市民の声を市政に反映する仕組みを充実させ、市民と行政の相互理解に基づく開かれた市政を推進します。

② 身近なサービス体制の充実

施設の配置や機能の見直し、多様な情報通信技術の活用など、市民がより身近な場所で必要なサービスを受けられる体制づくりを進めます。

(2) 質の高い行政の推進

① 行財政運営の効率化

情報化の推進や各分野の連携を強化するとともに、民間活力の導入なども視野に入れながら、簡素で効率的な行財政システムを築きます。

また、地方分権の進展に対応して自立した都市経営をめざし、政策立案機能の向上や自主財源の確保などに努めます。

② 広域的対応と連携の強化

生活圏や経済圏の広がりに対応して、広域交通網の整備や環境保全、防災対策はもとより、あらゆる分野にわたり、県や近隣市町村との広域的な連携を進め、互いに機能を分担しながら都市圏の一体性を高めます。

(3) 協働によるまちづくり

① 主体的な市民活動の推進

活動拠点の整備、きめ細かな情報の提供、ネットワークづくり等、まちづくりの支援サービスを市民の身近な場所で提供するなど、市民の主体的なまちづくり活動を進めます。

② 住民自治の仕組みづくり

行政と市民の役割を明確にし、「自らのまちは自ら創る」という住民自治の意識を高めるとともに、まちづくりの計画や公共施設の管理運営などに住民自治の仕組みをつくります。

9 行政改革

本市行政改革の取り組みは、平成7年5月熊本市行政改革推進本部を設置したことに始まり、8年9月の行政改革大綱及び9年5月の推進プログラムの策定によって本格化した。

具体的には、平成8年度から12年度までの5カ年間を取組期間とし、二大数値目標として、「50億円の経費改善」と「市民100人に1人の職員数」の実現を掲げるとともに、推進プログラムとした99の個別項目について、その達成を目指して取り組んできた。

しかしながら、地方分権や第5次熊本市総合計画など、時代の変化に対応できる行財政運営システムの確立を目指すとともに、事務事業の全般にわたって市民の視点に立った見直しを一層進めるため、平成12年10月に、行政改革大綱及び推進プログラムを改定し、平成12年度から16年度の5カ年間を取組期間とした、第二次行政改革をスタートさせた。そのため「更に、30億円の経費改善」と「職員6,500人体制の実現」という二つの数値目標を掲げるとともに、80項目の個別項目について、計画的・着実な実現を目指して、全庁を挙げた取り組みを進めているところである。

総務

(1) 経費改善への取組実績

(単位:百万円)

(第一次行革) ← → (第二次行革)

区分	年度	8	9	10	11	12	13
1 事務事業の見直し		83	517	1,830	2,118	329	511
(1)廃止・縮小・統合			5	143	204	81	83
(2)簡素・効率化・経費節減		83	512	1,490	1,624	242	340
(3)民間委託等の推進				197	290	6	79
(4)その他							9
2 財政の健全化				1,040	1,677	2,079	1,273
3 人事管理制度の見直し			77	332	1,096	578	1,315
合 計		83	594	3,202	4,891	2,986	3,099

(2) 職員数の推移

(単位:人)

(第一次行革) ← → (第二次行革)

区分	年度	8	9	10	11	12	13	14
職員総数 ①		6,741	6,732	6,702	6,612	6,544	6,458	6,407
市民数 ②		650,322	654,764	657,636	660,199	662,473	663,969	666,636
職員一人あたり 市民数 ② ÷ ①		96.5	97.3	98.1	99.8	101.2	102.8	104.0

10 広 報

(1) 広報組織

- ・市民の立場にたち、積極的な市政広報活動を図っている。
- ・広報連絡委員（課長補佐）並びに報道対応調整担当者（局政策調整審議員など）を置き、情報（各課の事業、行事など）の収集及び広報・報道対応の円滑化を図っている。

(2) 広報刊行物

タイトル	発行状況	発行部数	概要、その他
市政だより	毎月1日発行	254,600部（平成14年4月号実績）	文書配布委託者を通じて各世帯に配布
点字市政だより（視覚障害者向け）	〃	170部	郵送
声の市政だより（視覚障害者向け）	〃	75本	郵送
拡大版市政だより（弱視者向け）	〃	45部	郵送
生活便利ブック	年1回発行	20,000部	市の窓口業務や施設、制度などの紹介
まちがたり	〃	257,600部	市の重要施策の紹介（市政だより5月号折込）
よかまち・くまもと	〃	10,000部	市の概要や魅力を紹介

(3) テレビ・ラジオによる広報

	タイトル	放送局・時間
テ レ ビ 広 報	市民のひろば手取本町1番1号	RKK 毎週土曜日午前9時25分から5分間
	お元気ですか熊本市	KAB 毎月第1土曜日午後0時30分から15分間
	テレビ市政だより	ケーブルテレビ（市民チャンネル）毎日主に午前8時、午後4時、8時半から30分間
	テレビ特別番組	市の重要施策をテーマとした特別番組を適時放映
	テレビスポット	市の施策や事業を適時放映

	タイトル	放送局・時間
ラ	とんでるワイド・大田黒浩一のきょうも元気！内	R K K 毎週月曜日午前 9 時30分から約 2 分間
	いじめ考えよう内	R K K 毎週月曜日午後 9 時50分ごろ20秒間
ジ	桂木まやのハイ！ホー！お昼です内	R K K 毎週金曜日午後 1 時40分から 2 分間
	フレッシュ・フラッシュ・くまもと	F M 中九州 毎週火曜日午前 8 時40分から 5 分間
オ	ぶらりくまもとサウンドマップ内	F M 中九州 主に毎週金曜日午前 7 時48分から約 1 分間
	アイ・ラブ・ウーマン	F M 中九州 午後 0 時10分から約 5 分間
広 報	おはようインフォメーション	熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日午前 8 時15分から15分間
	こんばんはインフォメーション	熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日午後 7 時から15分間
	エコライフ活性化委員会	熊本シティエフエム 毎月最終火曜日午後 2 時から15分間
	ラジオスポット	市の施策や事業を適時放送

(4) 新聞広報

市政について市民のより広い理解を得るため、日刊紙の紙面を利用して適時広報

(5) インターネットホームページによる広報

市政情報を広く国内外へ向けて発信

(6) その他

「街角通信員制度」

目的 市民に地域の広報特派員として市の広報活動に参加してもらうことで、市政への親しみや理解を得ると共に市民参加の開かれた広報の展開を図る。

任期 1年 定員 10人

「行事予定表等の発行」

月報くまもと（毎月月末発行、毎週末更新）

NEWS NEWS（毎日発行）

報道機関、市議会議員、各学校、各課に配布、配信

「車両広報」

広報車（ぎんなん号：放送設備付）による広報

(7) 報道機関（市政記者）を通しての広報

市長記者会見

記者レクチャー（関係局部長などによる記者説明）

資料提供

※記者クラブ加入社（13社）

熊日・朝日・毎日・読売・西日本・日本経済・NHK・RKK・TKU・KKT・KAB

時事通信・共同通信

11 市民交流サロン

「交流推進」「市政への提案」「市民相談」「情報提供」の4つを基軸に、「双方向の対話」の市政を進める市民への窓口として、平成7年4月に設置された。行政と市民あるいは市民相互の交流の中での様々な提案、意見を市政へ反映させるとともに、平成10年7月にサロン内にボランティア活動推進コーナーを、さらに平成13年7月から、熊本岩田屋8階にも熊本市ボランティア活動推進コーナーを設置し、ボランティアに関する情報収集・提供等の支援を行っている。

(1) 交流推進事業

ア サロンdeトーク

市長をはじめ市幹部職員が曜日毎のローテーションを組み、サロン内で直接市民と懇談・対話の機会を持つ。

イ 市政懇談会

市長自らが地域に出向き、直接地域の市民と懇談し、市政に対する意見や提案等を幅広く聴くことにより、地域の状況を的確に把握し、地域の特性や実情に則した効率的な行政展開を図る。

ウ 出前市民交流サロン

市民交流サロンの職員が市内各地へ出向き、ボランティアグループ、公民館講座生や高校生等の様々な団体と交流する。

エ 市長への手紙

市民の声を市政に反映させるため、提案や要望、熊本市の将来像などを手紙形式で市長へ提案してもらう。

オ わたしの提言

インターネット、FAX通信を活用し、迅速、広範な市政への提案、要望等を市内外から受け、対応する。

カ 市政に関する市民意識調査

行政運営のための基礎となる市民の意識を把握するために、その時々にあったテーマ並びに継続的な項目を基に調査を行い、その結果を関係部局へ還元している。

キ 相談業務

市政に関する様々な相談、要望、苦情を関係部局と連携し処理する「市政相談」、日常生活における民事関係を対象とした「一般相談」、法令等に関連した事例を専門的立場から助言する「特別相談」の三種類の相談業務を行っている。

① 各局別の市政相談件数

区分 局	受付件数	事業別件数							
		わたしの提言	市民の声	出前市民交流サロン	市長への手紙	市政懇談会	モニター通信	ヤングモニター通信	サロントーク
市長室	6	2		3				1	
総務局	19	5	5	1	5		2	1	
企画財政局	26	14	3	1	7		1		
市民生活局	28	8	6	2	9	2		1	
健康福祉局	56	14	16		20	2	4		
環境保全局	35	6	10	2	12		3	1	1
経済振興局	12	7	1	1	3				
都市整備局	32	8	7	5	7		4	1	
建設局	43	11	22	2	4		4		
交通局	21	7	7		3		3	1	
教育委員会	50	20	3	9	13	2	3		
消防局	3		2			1			
水道局	6	1	2	2					1
市民病院	3	1	1		1				
その他の市政	31	7	3	7	13		1		
国	3	2					1		
県	15	4	8	1	2				
その他民事	33	6	7	4	14				2
計	422	123	103	40	113	7	26	6	4

総務

② 一般相談の内容と件数

相談種目	曜日・時	担当	相談内容	相談件数				
				9	10	11	12	13
一般相談	㊸～㊹ 8:30～17:00	市職員	家庭・相隣・生活問題など	6,041	6,321	5,423	6,239	4,834

③ 特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時	担当	相談内容	相談件数				
				9	10	11	12	13
税務相談	㊸ 13:00～16:00	税理士	所得税・相続税・贈与税など	199	188	184	170	154
人権相談	㊸ 13:00～16:00	人権擁護委員	名誉の侵害・家庭問題など	121	98	85	69	90
相続・登記相談	㊸ 13:00～16:00	司法書士	相続・土地・建物登記など	529	568	476	537	567
法律相談	㊸・㊹・㊺ 13:00～16:00	弁護士	民事・法的解釈を必要とするものなど	1,106	1,130	1,191	1,183	1,162
サラ金相談	㊸～㊹ 9:00～12:00 13:00～16:00	専門相談員	サラ金に関する事など	1,148	1,500	1,557	1,396	1,555
民事介入暴力相談	㊸ 9:00～12:00	熊本県暴力追放協議会	民事介入暴力に関する事	49	53	60	58	50

(注) 法律相談は予約制(8名)、相談当日の午前8時30分から市民交流サロンで電話にて予約受付。

(2) サロン活用事業

ア 市政モニター制度（市政ヤングモニター）

市内全小学校校区に計80名のモニターを2年の任期で委嘱し、市政に関するいろいろな意見を組織的に聴くことにより、市民の声を市政に反映させる。

市政ヤングモニターは20歳代から30歳代の青年層20名を、1年の任期で委嘱している。

イ ランチタイム・サロン

昼休みの時間を利用してジャズ、童謡等のコンサートを開催し、市民へ憩いとふれあいのひとときを提供している。

ウ 情報・展示コーナー

市政や各種イベント情報のパンフレット等を提供するほか、熊本の歴史、レジャーや暮らしなどの書籍を備え、閲覧に供している。

(3) ボランティア活動推進事業

平成13年7月熊本市ボランティア活動推進コーナーを熊本岩田屋8階に設置し、市民交流サロン内ボランティア活動推進コーナーと共に、下記の事業を実施している。

ア 情報収集・提供

ボランティアの募集、ボランティア養成講座の開催など、ボランティア活動に関する情報を収集し、提供する。

イ 登録・紹介

ボランティア活動をしたい人やグループを登録し、必要とする施設や団体などに紹介する。

ウ 相 談

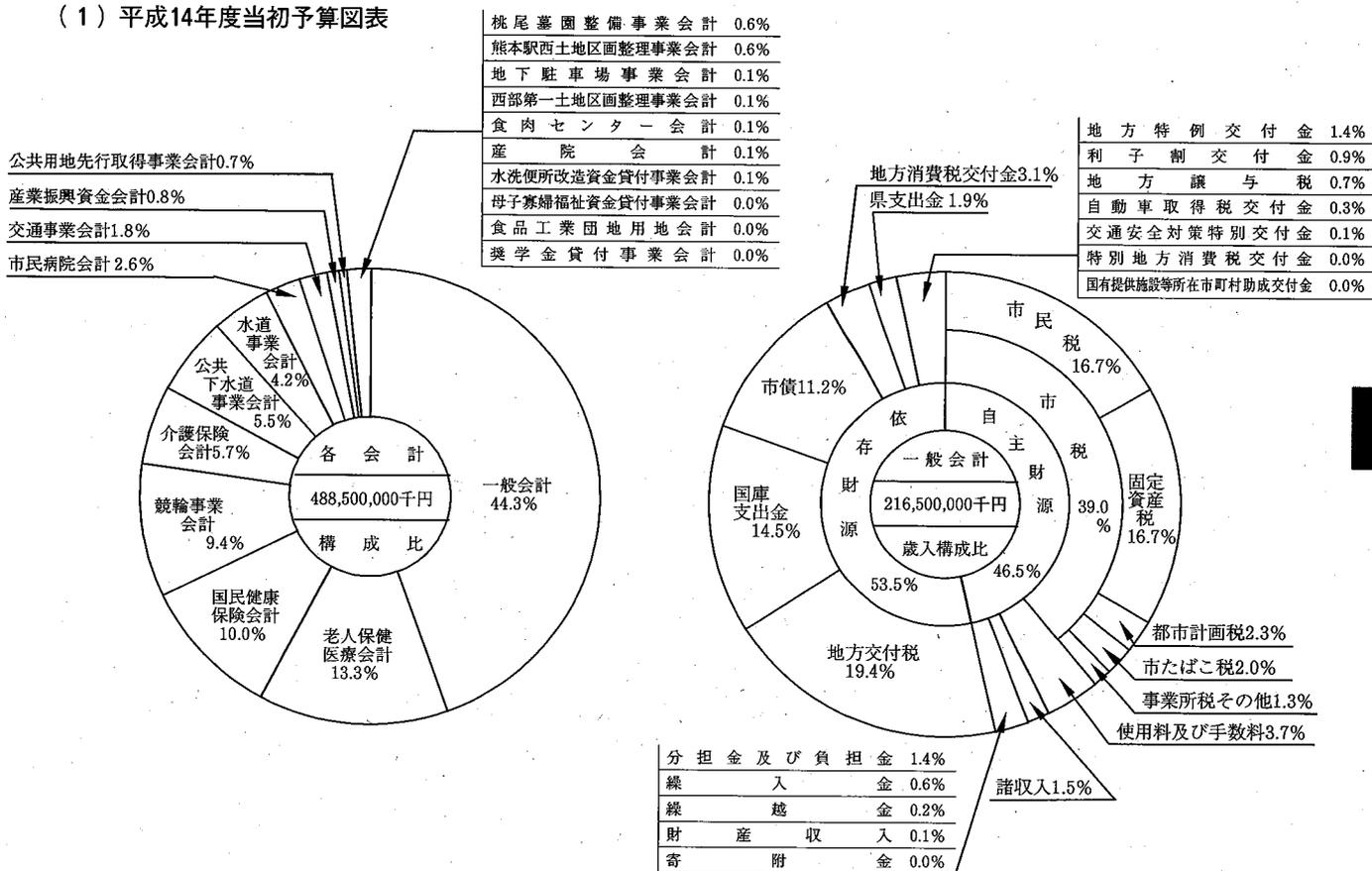
ボランティア活動に関心のある人や実際にしたい人の相談、ボランティア活動を必要とする施設、団体などの相談に応じる。

エ 交流の場の提供

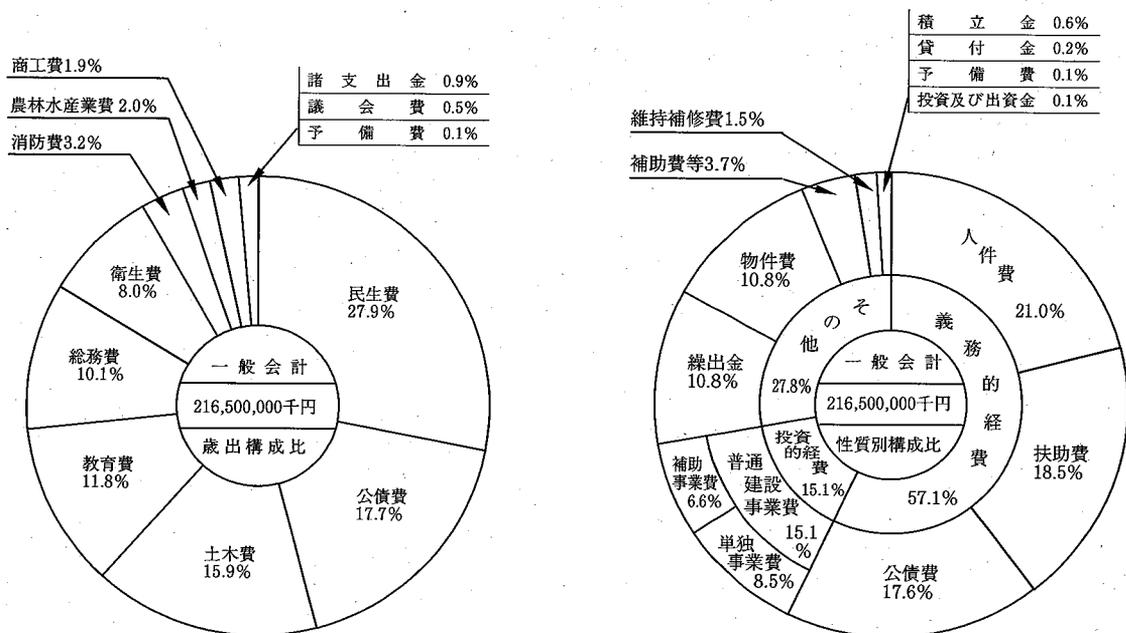
ボランティアが気軽に集い、交流・作業できる場を提供する。

12 財 政

(1) 平成14年度当初予算図表



総務



(2) 予算総括表

(単位 千円)

区分 会計別	平成14年度当初予算		平成13年度予算				比較 (A)-(B)	伸率 (A)-(B) (B)
	(A)		当初予算(B)		現計予算			
		%		%		%		%
一般会計	216,500,000	44.3	221,815,000	47.9	223,134,001	47.5	△5,315,000	△2.4
特別会計	229,560,000	47.0	198,093,000	42.8	203,870,194	43.4	31,467,000	15.9
国民健康保険会計	48,934,673	10.0	49,890,855	10.8	54,545,890	11.6	△956,182	△1.9
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	221,000	0.0	221,000	0.0	221,000	0.0	0	0
介護保険会計	27,729,050	5.7	26,228,375	5.7	26,337,377	5.6	1,500,675	5.7
老人保健医療会計	65,018,000	13.3	63,386,474	13.7	64,743,565	13.8	1,631,526	2.6
交通災害共済事業会計	—	—	39,370	0.0	39,370	0.0	△39,370	皆減
桃尾墓園整備事業会計	2,911,300	0.6	—	—	—	—	2,911,300	皆増
食肉センター会計	607,018	0.1	595,254	0.1	615,526	0.1	11,764	2.0
産業振興資金会計	3,938,000	0.8	3,838,000	0.8	3,838,000	0.8	100,000	2.6
食品工業団地用地会計	100,092	0.0	102,598	0.0	101,774	0.0	△2,506	△2.4
競輪事業会計	45,964,237	9.4	22,043,895	4.8	20,458,725	4.4	23,920,342	108.5
地下駐車場事業会計	668,041	0.1	686,628	0.2	686,628	0.2	△18,587	△2.7
公共用地先行取得事業会計	3,212,852	0.7	2,456,770	0.5	2,273,829	0.5	756,082	30.8
西部第一土地区画整理事業会計	296,489	0.1	458,459	0.1	329,142	0.1	△161,970	△35.3
熊本駅西土地区画整理事業会計	2,774,355	0.6	1,229,737	0.3	2,415,362	0.5	1,544,618	125.6
公共下水道事業会計	26,667,077	5.5	26,568,258	5.7	27,077,999	5.8	98,819	0.4
水洗便所改造資金貸付事業会計	347,816	0.1	347,327	0.1	186,007	0.0	489	0.1
奨学金貸付事業会計	170,000	0.0	—	—	—	—	170,000	皆増
一般・特別会計合計	446,060,000	91.3	419,908,000	90.7	427,004,195	90.9	26,152,000	6.2
企業会計	42,440,000	8.7	43,092,000	9.3	43,014,696	9.1	△652,000	△1.5
産院会計	591,437	0.1	609,281	0.1	609,281	0.1	△17,844	△2.9
市民病院会計	12,860,330	2.6	14,299,448	3.1	14,388,600	3.0	△1,439,118	△10.1
水道事業会計	20,354,000	4.2	20,030,000	4.3	20,168,462	4.3	324,000	1.6
交通事業会計	8,634,233	1.8	8,153,271	1.8	7,848,353	1.7	480,962	5.9
総計	488,500,000	100	463,000,000	100	470,018,891	100	25,500,000	5.5

(3) 一般会計性質別財源充当状況

(単位 千円)

区分 性質別	平成14年度当初予算				平成13年度当初予算			
	予算額	構成比	特定財源	一般財源	予算額	構成比	特定財源	一般財源
1 人件費	45,498,358	21.0%	3,253,077	42,245,281	46,009,274	20.7%	3,498,214	42,511,060
2 物件費	23,431,495	10.8	5,763,421	17,668,074	22,759,883	10.3	6,042,324	16,717,559
3 維持補修費	3,329,283	1.5	588,579	2,740,704	3,458,289	1.6	490,434	2,967,855
4 扶助費	39,988,313	18.5	25,690,486	14,297,827	38,170,875	17.2	24,329,128	13,841,747
5 補助費等	7,926,632	3.7	768,700	7,157,932	8,203,017	3.7	707,897	7,495,120
6 普通建設事業費	32,712,081	15.1	23,634,648	9,077,433	38,722,110	17.4	29,577,302	9,144,808
補助事業費	14,378,183	6.6	12,788,419	1,589,764	19,379,881	8.7	16,962,214	2,417,667
単独事業費	18,333,898	8.5	10,846,229	7,487,669	19,342,229	8.7	12,615,088	6,727,141
9 公債費	38,250,810	17.6	2,338,953	35,911,857	37,859,271	17.1	2,292,808	35,566,463
10 積立金	1,225,302	0.6	25,302	1,200,000	1,242,575	0.6	42,575	1,200,000
11 投資及び出資金	115,192	0.1	—	115,192	105,120	0.0	—	105,120
12 貸付金	521,500	0.2	400,000	121,500	651,500	0.3	532,000	119,500
13 繰出金	23,381,034	10.8	1,584,101	21,796,933	24,513,086	11.0	1,491,291	23,021,795
15 予備費	120,000	0.1	—	120,000	120,000	0.1	—	120,000
合計	216,500,000	100	64,047,267	152,452,733	221,815,000	100	69,003,973	152,811,027

総務

(4) 一般会計決算の推移

(歳入)

款	区分 年度	金 額 (千円)					構 成 比 (%)				
		10	11	12	13	14	10	11	12	13	14
10	市 税	85,554,766	86,484,404	84,511,126	85,259,752	84,390,816	37.7	34.1	37.4	36.9	39.0
15	地 方 譲 与 税	1,536,903	1,579,276	1,616,770	1,639,826	1,613,000	0.7	0.6	0.7	0.7	0.7
20	利 子 割 交 付 金	752,467	749,738	3,575,241	4,310,799	2,032,000	0.3	0.3	1.6	1.9	0.9
22	地 方 消 費 税 交 付 金	6,859,826	6,469,630	6,671,926	6,514,192	6,620,000	3.0	2.5	3.0	2.8	3.1
25	自 動 車 取 得 税 交 付 金	721,723	686,811	707,279	662,365	660,000	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
27	特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	314,263	292,913	73,435	2,384	—	0.1	0.1	0.0	0.0	—
30	国 有 提 供 施 設 等 所 在 地 市 町 村 助 成 交 付 金	5,450	5,477	5,477	5,875	5,477	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
32	地 方 特 例 交 付 金	—	2,174,802	3,083,930	3,007,516	3,038,000	—	0.9	1.4	1.3	1.4
35	地 方 交 付 税	41,682,154	45,158,037	45,950,906	43,644,471	41,946,000	18.4	17.8	20.3	18.9	19.4
40	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	179,828	179,245	154,157	157,555	176,000	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
45	分 担 金 及 び 負 担 金	3,566,011	3,729,726	2,965,539	3,057,025	3,117,782	1.5	1.5	1.3	1.3	1.4
50	使 用 料 及 び 手 数 料	6,502,003	6,985,893	7,498,945	7,597,531	7,893,808	2.9	2.7	3.3	3.3	3.7
55	国 庫 支 出 金	36,451,856	40,434,023	32,660,537	34,881,678	31,319,187	16.1	15.9	14.5	15.1	14.5
60	県 支 出 金	3,991,463	4,279,584	5,366,750	5,206,750	4,113,147	1.8	1.7	2.4	2.2	1.9
65	財 産 収 入	852,584	413,060	451,069	420,329	222,615	0.4	0.2	0.2	0.2	0.1
70	寄 付 金	146,786	159,825	129,709	89,926	3	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
75	繰 入 金	50,115	52,118	2,491,549	1,127,990	1,220,910	0.0	0.0	1.1	0.5	0.6
80	繰 越 金	3,050,059	6,976,175	4,296,637	5,700,580	500,000	1.3	2.8	1.9	2.5	0.2
85	諸 収 入	3,891,490	3,541,002	3,259,880	3,347,169	3,321,255	1.8	1.3	1.4	1.4	1.5
90	市 債	30,567,600	43,256,900	20,405,900	24,431,700	24,310,000	13.5	17.1	9.0	10.6	11.2
	合 計	226,677,347	253,608,639	225,876,762	231,065,413	216,500,000	100	100	100	100	100

(歳出)

款	区分 年度	金 額 (千円)					構 成 比 (%)				
		10	11	12	13	14	10	11	12	13	14
10	議 会 費	1,107,953	1,115,822	1,093,887	1,077,876	1,073,558	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
15	総 務 費	19,325,384	24,676,927	21,720,828	21,567,246	21,975,708	8.8	9.9	9.9	9.5	10.1
20	民 生 費	57,273,642	65,585,918	56,516,233	59,227,725	60,376,580	26.1	26.3	25.7	26.2	27.9
25	衛 生 費	18,262,569	19,241,018	16,320,570	16,707,563	17,267,931	8.3	7.7	7.4	7.4	8.0
30	労 働 費	8,747	6,515	3,561	—	—	0.0	0.0	0.0	—	—
35	農 林 水 産 業 費	4,834,065	5,085,138	5,809,953	4,423,463	4,262,167	2.2	2.0	2.6	2.0	2.0
40	商 工 費	4,968,959	4,804,392	4,102,489	3,742,197	4,206,551	2.3	1.9	1.9	1.7	1.9
45	土 木 費	46,530,237	43,667,106	41,029,736	43,902,443	34,536,359	21.2	17.5	18.6	19.5	15.9
50	消 防 費	6,786,606	6,932,502	7,184,612	7,004,983	7,040,251	3.1	2.8	3.3	3.1	3.2
55	教 育 費	23,235,403	23,924,603	26,448,300	28,760,255	25,521,385	10.6	9.6	12.0	12.7	11.8
60	災 害 復 旧 費	326,510	463,723	80,476	24,771	—	0.1	0.2	0.0	0.0	—
65	公 債 費	35,280,576	51,788,308	38,117,737	37,522,221	38,251,310	16.0	20.8	17.3	16.6	17.7
70	諸 支 出 金	1,760,521	2,020,030	1,747,800	1,916,500	1,868,200	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9
75	予 備 費	—	—	—	—	120,000	—	—	—	—	0.1
	合 計	219,701,172	249,312,002	220,176,182	225,877,243	216,500,000	100	100	100	100	100

(注) 平成13年度は決算見込額、14年度は当初予算額を示す

(5) 財政指標 (普通会計ベース)

(単位 千円)

年度 区分	9			10			11			12			13		
		伸 率	指 数		伸 率	指 数									
基準財政需要額	107,678,772	% 4.7	100	111,900,900	% 3.9	104	114,191,806	% 2.0	106	115,391,835	% 1.1	107	114,390,878	% △0.9	106
基準財政収入額	70,452,601	3.3	100	71,883,837	2.0	102	70,605,874	△1.8	100	71,090,561	0.7	101	72,161,808	1.5	102
標準税収入額	93,357,580	3.3	100	95,264,998	2.0	102	93,550,396	△1.8	100	94,196,617	0.7	101	95,616,687	1.5	102
標準財政規模	130,487,045	4.3	100	135,284,361	3.7	104	137,076,413	1.3	105	138,540,437	1.1	106	137,761,029	△0.6	106
財政力指数	0.667			0.653			0.638			0.625			0.622		
実質収支比率(%)	1.1			1.7			1.6			1.7			2.5		
経常収支比率(%)	38.5			39.2			36.4			36.6			35.7		
公債費比率(%)	21.6			22.2			22.2			22.5			22.2		

(注) 平成13年度は決算見込額

総務

13 市 税

(1) 市税の税率及び納期

税 目		税 率	納 期 限	
市 民 法 人 税	個 均等割	3,000円	1期 6/1~6/30 2期 8/1~8/31 3期 10/1~10/31 4期 1/1~1/31 ・確定申告納付期限 各事業年度終了の日の翌日から2カ月以内、ただし、税務署長の承認を受けたものはその承認を受けた期間を延長 ・人格のない社団等で収益事業を行わないもの。公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの 4月30日	
	人 所得割	課税所得金額		税 率
		200万円以下		3%
		200万円超		8%
		700万円超		10%
	均等割	(1) 資本等の金額（資本積立金額を含む。相互会社にあつては純資産額。以下同じ。）が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で、資本の金額又は出資金額を有しないもの及び法人税法に規定する公共法人等を除く。（2）から（9）までにおいて同じ。）で、かつ、市内の従業者数が50人を超えるもの		年額 3,600,000円
		(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの		年額 2,100,000円
		(3) 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの		年額 492,000円
		(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの		年額 480,000円
		(5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの		年額 192,000円
(6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの		年額 180,000円		
(7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの		年額 156,000円		
(8) 資本等の金額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの		年額 144,000円		
(9) 前各号に掲げる法人以外の法人等		年額 60,000円		
法人税割	$\frac{14.7}{100}$			
県 民 税	個 均等割	1,000円	個人市民税と同じ	
	人 所得割	課税所得金額		税 率
		700万円以下	2%	
		700万円超	3%	
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$	1期 5/1~5/31 2期 7/1~7/31 3期 9/1~9/30 4期 12/1~12/31	
都市計画税		$\frac{0.2}{100}$	固定資産税と同じ	
軽自動車税		1 原動機付自転車 (ア) 総排気量が 50cc以下 1,000円 (イ) " 90cc " 1,200円 (ウ) " 125cc " 1,600円 (エ) ミニカー 2,500円 2 軽自動車 (ア) 二輪のもの(側車付を含む) 2,400円 (イ) 三輪のもの 3,100円		

税 目	税 率	納 期 限
	(ウ) 四輪以上のもの 乗用のもの {営業用5,500円 家用7,200円 貨物用のもの {営業用3,000円 家用4,000円 (エ) 雪上車 2,400円 3 小型特殊自動車 (フ) 農耕作業用のもの 1,600円 (イ) その他のもの 4,700円 4 二輪の小型自動車 総排気量が250cc超 4,000円	5/1~5/31
市たばこ税	製造タバコ1,000本につき2,668円 (旧3級品の製造タバコは1,000本につき1,266円)	毎月末日
特別土地保有税	土地の保有に対して課するもの $\frac{1.4}{100}$ 土地の取得に対して課するもの $\frac{3}{100}$	土地の保有に係るもの(保有分) 5月末日 土地の取得に係るもの(取得分) 8月末日 2月末日
事業所税	1 既設分 (ア) 資産割 事業所床面積 1㎡につき 年600円 (イ) 従業者割 従業者給与総額の $\frac{0.25}{100}$ 2 新設分 新增設事業所床面積 1㎡につき6,000円	既設分 法人 各事業年度終了の日から2カ月以内 個人 その年の翌年3月15日 新設分 新增築した日から2カ月以内
入湯税	入湯客1人1日につき 150円	毎月15日まで

(2) 納税義務者の推移

税 目		年 度					
		9	10	11	12	13	
市 民 税	個 人	普通徴収					
		均等割のみ	14,066	34,667	14,546	15,146	16,092
		所得割のみ	22,340	17,611	24,234	20,761	19,692
		完全納税者	81,364	63,361	84,193	78,674	79,029
	計	117,770	115,639	122,973	114,581	114,813	
	特別徴収						
	均等割のみ	2,949	13,554	3,278	3,792	3,808	
	所得割のみ	22,549	19,829	22,560	21,013	19,810	
	完全納税者	139,562	128,579	139,947	138,120	137,067	
	計	165,060	161,962	165,785	162,925	160,685	
小 計	282,830	277,601	288,758	277,506	275,498		
法人	調定件数	28,462	28,302	27,738	27,700	27,932	
固 資 産 定 税	土地及び家屋	176,806	179,195	181,337	183,468	185,498	
	償却資産	(3,995)	(3,992)	(3,966)	(3,911)	(4,099)	
	小 計	176,806	179,195	181,337	183,468	185,498	
軽自動車税		168,074	168,254	169,668	172,135	174,884	
合 計		656,172	653,352	667,501	660,809	663,812	
対前年度	増加数	5,377	△2,820	14,149	△6,692	3,003	
	伸び率(%)	101	100	102	99	100	

(注) 償却資産に係る()は土地及び家屋に含む。

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

税目			12			13		
			調定額	収入額	収入率(%)	調定額	収入額	収入率(%)
市民税	個人分	普通徴収	8,543,431	7,787,050	91.1	8,570,673	7,984,376	93.2
		特別徴収	19,176,622	19,116,330	99.7	18,998,980	18,854,884	99.2
		計	27,720,053	26,903,380	97.1	27,569,653	26,839,260	97.4
	法人分	9,750,709	9,690,218	99.4	9,546,916	9,466,443	99.2	
	小計	37,470,762	36,593,598	97.7	37,116,569	36,305,703	97.8	
固定資産税	固定資産	土地家屋償却資産	35,020,912	33,770,857	96.4	36,141,166	34,942,991	96.7
	交付金		375,526	375,526	100.0	379,563	379,563	100.0
	小計		35,396,438	34,146,383	96.5	36,520,729	35,322,554	96.7
軽自動車税		617,411	593,190	96.1	651,069	625,099	96.0	
特別土地保有税		59,443	57,450	96.6	72,401	67,040	92.6	
入湯税		22,182	21,488	96.9	20,884	19,769	94.7	
事業所税		2,250,307	2,186,762	97.2	2,097,161	2,034,956	97.0	
都市計画税		5,063,411	4,882,277	96.4	5,167,406	4,995,964	96.7	
たばこ税		4,474,719	4,474,562	100.0	4,420,543	4,420,393	100.0	
合計		85,354,673	82,955,710	97.2	86,066,762	83,791,478	97.4	
滞納繰越分		9,268,406	1,555,416	16.8	8,705,627	1,468,274	16.9	
総計		94,623,079	84,511,126	89.3	94,772,389	85,259,752	90.0	

(4) 徴収対策の強化推進

① 徴収体制の強化

ア 税務部での休日徴収、夜間徴収及び電話催告の実施

イ 納税特別相談窓口の開設

② 東京等関東方面での徴収強化

平成13年11月～12月の2カ月間、職員2人を派遣

③ 市税完納確認の拡大

平成14年度より、契約事務マニュアルに基づく委託契約等多数の業務に拡大

④ 納税PRの強化

ア 租税教育の推進 学校・公民館等での啓発

イ 各種広報媒体の活用 市税ホームページ開設、新聞広告等

ウ 口座振替のPR ダイレクトメール発送

14 情報化推進

情報化推進については、昭和61年3月に電算システムを自己導入して以来、熊本市総合行政情報システムの構築を進めるとともに、地域情報化の面でも、国や県、関係機関と連携し、テレトピア構想及びハイビジョンシティ構想等の推進に取り組んでいる。

平成8年度からは、行政情報化推進モデル事業やインターネットを活用した都市情報発信事業に新たに取り組むとともに、来るべき高度情報化社会に対応するため、平成9年度に情報化基本計画及び情報化実施計画を策定した。

両計画に基づき、個別システム及びネットワークの整備を進めるとともに、情報化の基盤となる庁内ネットワークの構築に取り組んでいる。平成10・11年度の調査及び実施設計を経て、平成12年度から構築に着手し、平成13年4月より運用を開始した。

(1) 熊本市情報化基本計画の概要

ア 計画の基本的事項

① 計画の趣旨

近年の情報化の急激な進展に伴う社会変化に的確に対応するため、行政の情報化を基軸とし、地域社会全体の情報化を計画的・合理的に推進する。

② 計画の性格

熊本市のこれまでの取り組みや国の指針、情報化をめぐる社会的背景等を踏まえ、本市の情報化施策の基本的指針を新たに定め、総合的・体系的に示す。

③ 計画の範囲

熊本市の地域社会全体を視野に置き、市が関わりを持つものすべてを対象とする。

④ 計画の期間

目標年次：平成18年度とする。(必要に応じ、内容の見直しを行う。)

イ 情報化推進の基本的考え方

① 基本理念 情報化による新たな都市づくりの推進

情報化を有効に活用し、市民を主体とした、中核市にふさわしい新たな都市づくりを推進する。

② 基本目標 新たな都市づくりへの情報化の活用

人間性と機能性に満ちた新たな都市づくりを支援する有効な手段として情報化を活用する。

活発で高度な情報環境の形成

市民の誰もがタイムリーに、手軽に、質の高い情報を受・発信できる環境を形成する。

情報化による行政運営の高度・効率化

行政課題に的確に対応するため、市内部の情報化を推進し、行政運営の高度・効率化を図る。

③ 基本方針 「市民主体のネットワーク社会」の構築

人と人とのふれあいを重視した情報化を推進することにより、やすらぎのある環境のもと、市民の誰もが平等に生活、仕事、余暇のさまざまな場面でよろこびを実感できる市民主体のネットワーク社会を構築する。

④ 情報化へのアプローチ

市民と地域のニーズ及び行政のニーズに基づき、情報化へのアプローチを行う。

⑤ 情報化推進の留意事項

安全性、公平性、経済性、実効性、効率性を確認する。

ウ 取り組みの基本的方向

① 市民主体のネットワークの形成

ふれあいネットワーク 市民・地域・事業者・行政間のさまざまな交流活動を支援する。

やすらぎネットワーク 市民の安全で快適かつ健康な生活を保証する環境づくりを支援する。

よろこびネットワーク 市民が生きがいとよろこびを実感できる生活や活動を支援する。

② 市内部の情報化

市民サービスの向上や地域の活性化を念頭に置いた行政運営の高度・効率化を図る。

③ 情報環境の整備

情報インフラの整備、情報活用のルールやモラルの確立、人材育成、制度・事務手続き等の見直しなど、情報化を適切に推進するための環境を整備する。

エ 計画の進め方

① 今後の取り組み

- ・具体的な施策を実施計画で定める。
- ・地域の情報化推進のため、ネットワークの形成を図り、市は啓発や支援を行う。
- ・地域の情報化を促進する先導的取り組みとして、市の行政の情報化を推進する。
- ・情報インフラや教育・啓発・研修体制の整備など、情報化を円滑に進める環境を整備する。

② 推進体制の整備

- ・市内に協議機関を設置し、全庁的な推進体制を整備する。
- ・国や県、他市町村との協力関係の形成はもとより、市民や事業者との協議機関を設置して協力体制を確立し、適切な役割分担を図る。

(2) 熊本市情報化の推進事業

市内ネットワークを基盤として様々な情報ネットワークを拡充することにより、インターネット等を活用した情報の提供や収集、各種手続きのオンライン化など、高齢化や市民のニーズの多様化等に対応したサービスの向上及びそれを支える行政運営の更なる高度・効率化を図る。

ア 事業概要

市内部の情報化については、各種の情報システムの基盤として市内ネットワークの整備が必要であり、これにより情報の共有や業務の連携に基づく事務の高度・効率化を目指す。

平成12年度から市内ネットワークの構築に着手し、13年4月より運用を開始した。

- ・平成12年度：LAN整備（本庁舎・周辺）、システム開発、情報機器等の整備
- ・平成13年度：出先機関へのネットワークの拡大及び情報機器の拡充
- ・平成14年度：アプリケーションや情報機器の拡充

イ 庁内ネットワークシステムの機能

イントラネットシステム

庁内ホームページ、電子メール、電子掲示板、アンケートシステム、研修予約システム、保健福祉相談支援システム、行事日程管理システム、市議会会議録検索システム、統計資料提供システム、気象情報提供システム、例規・法令検索システム

インターネットシステム

電子メール、ホームページ

ウ 運用開始日

平成13年4月2日

(3) テレトピア推進事業

熊本テレトピア計画は、昭和60年3月、熊本市と益城町で地域指定を受けた。

この計画は、図書館情報ネットワークシステム、熊本市総合行政情報システム、テクノポリス技術情報システム、ヒューマンコミュニティネットワークシステムの4つのシステムで構成されているが、このうち、本市は、熊本市総合行政情報システム及びヒューマンコミュニティネットワークシステム（CATV）で域内情報化を推進している。

ヒューマンコミュニティネットワークシステム

多様な情報を提供できる都市型CATVにより、市民生活の利便性の向上等を図っており、第三セクター熊本ケーブルネットワーク(株)が推進法人である。

(4) IT基礎技能習得等サポート事業

「IT立国」を目指す国の施策として、情報通信技術講習推進特例交付金が創設された。

熊本市でもこれを活用し、平成12～13年度にIT基礎技能講習を実施し、約26,000人の市民への講習を行った。

平成14年度は、更に多くの市民のIT基礎技能の向上、情報ボランティアの育成及びIT相談機能の充実を目指し、緊急地域雇用特別交付金を活用し、市立公民館等16カ所で講習会等を開催している。

- ・IT基礎講座 約350講座（年間予定）
- ・ITリーダー養成講座 約30講座（年間予定）
- ・IT相談（花畑別館IT相談コーナー、市立公民館等16カ所で実施）

(5) 暮らしと情報化展（仮称）

最新の情報機器の展示や、情報化の現状と近未来像の提示などにより、市民に情報化の普及啓発を行うもので、平成5年度より開催している。

会期 平成14年11月30日～12月1日（予定）

会場 県民交流館パレアホール（予定）

主催 熊本県、熊本市等で実行委員会を構成予定

(6) 総合行政情報システム

ア 熊本市電算システム導入基本方針（昭和59年9月27日策定）

① 導入の目的

コンピューターの持つ、優れた情報処理機能及び高速演算機能をこれらの適用が可能な行政の各分野に有効適切に利用することによって、市民サービスの向上、行政事務の簡素・効率化、行政運営の近代化を図る。

② システムの概要

(ア) 本庁と各市民センター等の出先機関を通信回線により結合するオンラインシステムとして運用する。

(イ) データベースシステムを基本構造とする。

(ウ) 日本語情報処理システムを採用する。

③ 利用の方向

(ア) 当面の目標

住民基本台帳及び印鑑登録証明事務の電算化（＝住民記録システム）を中心とする日本語オンラインデータベースシステムの構築

(イ) 将来の目標

住民情報オンラインデータベースシステム、内部情報オンラインデータベースシステム、地域情報オンラインデータベースシステム、及びこれらのシステムを有機的に結合することによって機能する計画情報オンラインデータベースシステムにより構成される「熊本市総合行政情報システム」の構築を目指す。

(ウ) 運用の基本

電算システムの運用に係るデータ保護については、ハードウェア、ソフトウェアを含む多方面にわたって、実効性の高い所要の措置を講じるとともに、個人情報の外部漏洩等によって、市民のプライバシーが不当に侵害されることのないように十分配慮する。

イ 個人情報の保護・セキュリティ対策

① 運用管理面の対策

「熊本市電子計算組織管理運営要綱」及び「熊本市電子計算処理に係るデータ保護管理要綱」に基づき電子計算組織の運用管理面を充実させることにより、組織の安全性及び信頼性を向上させ個人情報の保護を図る。

② 設備面の対策

電算システム及びデータ保管室等を自然災害（火災、地震等）又はデータへの不正行為（破壊、改ざん等）などのあらゆる危険から物理的に隔離し、もって個人情報の保護を図る。

③ 技術面の対策

電子計算組織の安全性及び信頼性の向上をハードウェア及びソフトウェア両面から確保することにより個人情報の保護を図る。

15 情報公開・個人情報保護・統計

(1) 情報公開制度

熊本市情報公開条例は、平成10年10月1日に施行され、平成11年10月1日からは、議会が実施機関に加わった。

ア 目的

本市が保有する文書等を開示（閲覧及び複写）請求する権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウンタビリティ）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

イ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

ウ 開示請求の対象となる文書等

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

エ 文書等の開示を請求できるもの

市内に住所を有する個人及び法人等のみならず、市内に勤務し、又は在学している者のほか、市政に利害関係を有するもの（当該利害関係に係る情報に限る）も対象としている。

(2) 平成13年度情報公開制度の実施状況（平成13年4月1日～平成14年3月31日）

① 開示請求件数及びその処理状況

文書等の開示請求の件数及びその処理状況

(単位 件)

開 示 請 求 数	処 理 状 況									
	開 決 示 定	部 分 開 示 決 定	請 求 拒 否 決 定					合 計	取 下 げ	却 下
			不 開 示	存 否 不 回 答	不 存 在	そ の 他	計			
486	231	86	0	0	246	0	246	563	8	2

- 〔備考〕
- 1 1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
 - 2 部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。
 - 3 存否不回答とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。
 - 4 その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。
 - 5 却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため、補正を依頼したが、補正に応じなかったため、却下したものをいう。

② 開示請求者の内訳

(単位 件)

開示請求者の区分	開示請求件数
本市の区域内に住所を有する者	416
本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	56
本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者	14
本市の区域内に存する学校に在学する者	0
実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの	0
合 計	486

③ 不服申立ての件数及び処理状況

(単位 件)

不服申立て件数			処 理 状 況				
			決定済	裁決済	審査会で 審 議 中	実施機関 で検討中	取下げ
10 年 度	異議申立て	7	7	—	0	0	0
	審査請求	0	—	0	0	0	0
11 年 度	異議申立て	6	2	—	0	0	2
	審査請求	0	—	0	0	0	0
12 年 度	異議申立て	0	0	—	0	0	0
	審査請求	0	—	0	0	0	0
13 年 度	異議申立て	6	2	—	1(※)	0	3
	審査請求	0	—	0	0	0	0
合 計		19	11	0	1(※)	0	5

注1 不服申立て件数と処理状況の件数が一致しないのは、不服申立ての審査を併合して行ったため。

2 ※印については、平成14年4月2日に決定した。

(3) 個人情報保護制度

熊本市個人情報保護条例が、平成14年4月1日に施行され、電子計算組織で処理される個人情報だけでなく、手作業処理される個人情報も対象とした総合的な個人情報保護制度が開始された。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を、広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、個人情報の本人に開示、訂正などを求める権利を保障している。

ア 個人情報を適正に取り扱うためのルール

収集の制限、利用・提供の制限、適正管理、個人情報取扱事務目録の閲覧など

イ 個人情報の開示、訂正などを求める権利

開示請求、訂正請求、是正の申出など

ウ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(4) 統計

ア 指定統計調査の実施

統計法で指定されている各種統計調査を実施する。

(主な指定統計調査)

① 国勢調査(総務省) 5年毎

日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。

② 事業所・企業統計調査(総務省) 5年毎

事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本構造を明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を作成し、提供する。

③ 住宅・土地統計調査(総務省) 5年毎

住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。

④ 就業構造統計調査(総務省) 5年毎

国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。

⑤ 工業統計調査(経済産業省) 毎年

製造業に属する事業所について、生産要素、生産活動成果などを業種別、地域別に調査して工業の実態を明らかにする。

⑥ 商業統計調査(経済産業省) 5年毎

商店を漏れなく調査して、商店分布状況や販売活動の実態及び商店の流通状況を明らかにする。

⑦ 農林業センサス(農水省) 5年毎

農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。

イ 統計刊行物の発行

指定統計調査結果を速やかに公表し、諸施策の基本資料とするために各種の統計調査結果報告書を作成し、庁内、庁外に配布する。

また、市独自に統計書、市勢要覧等を作成する。

(統計調査結果報告書)

① 熊本市の人口(国勢調査結果)

② 熊本市の事業所・企業(事業所・企業統計調査結果報告書)

③ 熊本市の商業(商業統計調査結果報告書)

④ 熊本市の工業(工業統計調査結果報告書)

⑤ 熊本市の農業（農業センサス結果報告書）

（市独自の統計刊行物）

- ① 熊本市統計書 400部作成
- ② 熊本市勢要覧 1,100部作成
- ③ グラフでみるくまもと 10,000部作成

ウ 行政資料室の運営

本市及び行政機関、その他公共団体及び公共的団体が発行した刊行物で、その内容が市政に関連があるものを収集し、市民及び市職員、他の官公庁職員等に対して閲覧、貸出及び複写に供している。

当資料室は、昭和56年11月の新庁舎落成に伴い開設した。

また、平成10年度から、パソコンを導入し、資料の検索を実施し平成13年2月にはインターネットの熊本市ホームページを通して資料提供を行っている。

行政資料室利用状況

年度	利用者数	利用冊数	蔵書数
11	1,044	1,317	13,767
12	1,072	1,210	14,433
13	823	1,279	15,524

16 総合防災

(1) 地域防災計画

本市は九州中部にあって、梅雨期には多量の降雨があり、主に昭和28年の白川大水害など、洪水被害が繰り返されてきたところである。

このため、本市の地域防災計画は、これらの災害を想定し、同規模の災害に対し、迅速な対応を行うための防災無線の整備などを含めた「予防計画」、被災者に対する援護を行う「応急対策計画」、市民生活安定のための「復旧復興計画」により構成されている。また、平成7年の阪神・淡路大震災の後には、本市に位置する布田川断層帯、立田山断層についての想定被害の調査を行い、その結果に基づき、震災対策の充実を図っている。

さらに、なお一層の防災活動体制の充実のため、毎年、地域防災計画の見直しを行っている。

(2) 防災訓練

風水害、震災への対応訓練として、防災関係機関との連携、ボランティア参加を取り入れた、災害時の被害軽減と被災時の迅速な復旧対応を目的にした総合防災訓練を実施している。

〈平成13年度実績〉

平成13年5月31日 訓練参加者1,800人

(3) 防災知識の普及・啓発

「自らの身の安全は自らが守る」という防災思想の普及・啓発を図るため、以下の事業を実施している。

ア 総合防災展

8月30日から9月5日の防災週間に合わせ、防災関係機関の協力を得て、パネルや機器の展示を行っている。

〈平成13年度実績〉

8月25日～26日熊本市食品交流会館

イ 親子防災教室

夏休みに多発する水難事故やケガを防ぎ、防災意識の向上を図るため、水難救助法や応急手当の講習を行っている。

〈平成13年度実績〉

受講者数 小学生と保護者 35組 70人

ウ 防災とボランティア展

1月15日から21日の防災とボランティア週間に合わせ、災害時にボランティア活動や自主的な防災活動の普及を行っている。

〈平成13年度実績〉

1月16日～18日 市庁舎1階・1月22日～24日北部総合支所・1月29日～31日南部公民館

(4) 情報の収集伝達

ア 防災行政無線の整備

災害情報の収集伝達を迅速に行うために、車載型61局、携帯型80局の移動系無線を配置している。

イ 同報無線

洪水、土砂災害、地震、津波等の災害に対して、避難を喚起するなどの緊急情報を住民に伝達するために、各地区向けに屋外局(子局)83カ所に設置している。また、金峰山麓に位置する河内総合支所管内の住宅などに戸別受信機を2,070台配置している。

ウ テレメータ系

坪井川、井芹川などの雨量、水位情報を収集するとともに、付近住民への情報伝達のため、警報局を7カ所設置している。

なお、白川、加勢川については、国土交通省や県を通じて情報を収集している。

(5) 防災倉庫の設置

近隣公園8カ所に鉄筋コンクリート造りの防災倉庫を設置するとともに各総合支所や市民センターに備蓄倉庫を設置し、非常食糧18万食、水の缶詰(350ml)3万本、生活物資をはじめ、非常用発電機や簡易トイレなどを備蓄している。

また、災害発生時の飲料水や防火用水に使用するために、防災倉庫と併せて耐震性貯水槽(100トン)を設置している。

防災倉庫・耐震性貯水槽設置箇所

- ・楠中央公園
- ・渡鹿公園
- ・錦ヶ丘公園
- ・秋津中央公園
- ・八王寺中央公園
- ・蓮台寺公園
- ・白川公園
- ・平成中央公園

(6) 応援要請等

大規模な災害発生時に、市単独で対応が困難である場合に備え、各自治体や各関係機関との連携を図っている。

ア 災害時相互応援協定

自治体相互の協力に関する協定を締結し、応援を要請することとしている。

応援協定

- ・九州九都市災害時相互応援協定（平成7年12月28日締結）
- ・尼崎市との災害時相互応援協定（平成8年8月1日締結）
- ・福井市との災害時相互応援協定（平成9年11月21日締結）
- ・熊本県11市災害時相互応援協定（平成10年4月15日締結）
- ・中核市との災害時相互応援協定（平成13年7月27日締結）

イ 防災関係機関連絡協議会

自衛隊、警察、九州電力などの防災関係26機関により、平成8年11月に設置した。防災訓練や防災展などの各種行事を通じての連携強化、災害時の迅速な情報収集活動・応急活動などを目的としている。

17. 選

挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

(平14.6.2現在)

開票区	投票区	投票所	男	女	計
	101	熊本市役所	823	966	1,789
	102	慶徳小学校	869	1,158	2,027
	103	五福地域開発センター	1,096	1,532	2,628
	104	一新小学校	2,186	2,750	4,936
	105	一新幼稚園	823	1,166	1,989
	106	上熊本老人憩の家	716	891	1,607
	107	上熊本団地集会所	1,694	1,604	3,298
	108	池田小学校	1,638	1,733	3,371
	109	京町台保育園	1,007	1,271	2,278
	110	京陵中学校	1,298	1,654	2,952
	111	壺川小学校	1,780	2,324	4,104
	112	信愛女学院幼稚園	954	1,369	2,323
	113	碩台小学校	1,312	1,664	2,976
	114	必由館高校	1,696	2,095	3,791
	115	黒髪小学校	1,432	1,508	2,940
	116	桜山中学校	2,664	2,506	5,170
	117	清水小学校	2,374	2,821	5,195
	118	亀井公民館	1,407	1,635	3,042
	119	高平台小学校	3,593	4,230	7,823
	120	銀杏学園短期大学	1,770	1,981	3,751
	121	八景水谷公民館	1,491	1,787	3,278
	122	城北小学校	2,950	2,185	5,135
	123	清水北老人憩の家	1,230	1,427	2,657
	124	麻生田小学校	3,029	3,675	6,704
	125	楡木小学校	2,288	2,639	4,927
	126	楠小学校	2,637	2,913	5,550
	127	武蔵小学校	2,485	2,756	5,241
	128	弓削小学校	1,819	2,037	3,856
	129	龍田小学校	3,459	3,756	7,215
	130	宝積寺公民館	1,888	2,119	4,007
1	131	白川小学校	1,502	1,904	3,406
	132	鎮西高校	1,189	1,486	2,675
	133	九州学院	1,271	1,781	3,052
	134	大江小学校	1,723	1,858	3,581
	135	菊水学園	1,801	1,855	3,656
	136	託麻原小学校	3,243	3,545	6,788
	137	白山保育園	953	1,222	2,175
	138	白山小学校	2,441	2,864	5,305
	139	出水小学校	2,123	2,753	4,876
	140	出水校区戸井の外集会所	1,477	1,820	3,297
	141	東水前寺公民館	2,295	2,720	5,015
	142	熊本県庁	722	811	1,533
	143	砂取小学校	2,347	3,160	5,507
	144	出水中学校	3,026	3,429	6,455
	145	出水南中学校	1,523	1,879	3,402
	146	江津湖団地第2集会所	1,659	2,137	3,796
	147	画図小学校	2,356	2,707	5,063
	148	湖東中学校	1,910	2,287	4,197
	149	泉ヶ丘小学校	1,462	1,761	3,223
	150	泉ヶ丘公民館	1,247	1,627	2,874
	151	若葉小学校	2,063	2,482	4,545
	152	東野中学校	2,576	3,015	5,591
	153	秋津第2公民館	1,958	2,223	4,181
	154	桜木小学校	3,963	4,450	8,413
	155	東町小学校	2,301	2,396	4,697
	156	健軍東小学校	2,605	3,017	5,622
	157	健軍小学校	2,546	3,010	5,556
	158	尾ノ上小学校	4,023	4,493	8,516
	159	京塚公民館	1,102	1,327	2,429
	160	帯山中学校	1,877	2,328	4,205
	161	帯山小学校	3,050	3,599	6,649

開票区	投票区	投票所	男	女	計
1	162	帯山校区第6町内公民館	2,168	2,441	4,609
	163	月出小学校	2,860	3,101	5,961
	164	山ノ内小学校	3,921	4,432	8,353
	165	長嶺小学校	3,825	4,239	8,064
	166	さくら幼稚園	2,273	2,534	4,807
	167	託麻南小学校	2,732	3,047	5,779
	168	託麻東小学校	4,395	4,664	9,059
	169	託麻北小学校	2,873	3,070	5,943
	170	託麻市民センター	1,974	2,026	4,000
	171	託麻西小学校	3,192	3,497	6,689
	172	下南部公民館	1,191	1,222	2,413
	173	西原公民館	1,103	1,350	2,453
	174	西原小学校	3,895	4,020	7,915
	175	西里保育園	1,096	1,295	2,391
	176	五丁保育園	1,256	1,389	2,645
	177	明德体育館	955	1,062	2,017
	178	北部総合支所	2,622	3,027	5,649
	179	北部東小学校	3,120	3,508	6,628
			小計	164,193	188,022
2	201	花園小学校	3,163	3,565	6,728
	202	花園公民館	1,722	2,141	3,863
	203	岳林寺	1,655	2,061	3,716
	204	城西小学校	3,063	3,768	6,831
	205	横手保育園	543	703	1,246
	206	春日小学校	1,948	2,264	4,212
	207	春日保育園	772	980	1,752
	208	向山小学校	2,426	2,913	5,339
	209	世安公民館	1,492	1,744	3,236
	210	本荘小学校	1,306	1,706	3,012
	211	春竹小学校	3,079	3,763	6,842
	212	事業内高等職業訓練校	1,967	2,330	4,297
	213	託麻中学校	3,985	4,433	8,418
	214	田迎南小学校	2,386	2,647	5,033
	215	御幸小学校	3,435	4,013	7,448
	216	川尻小学校	1,739	2,059	3,798
	217	城南中学校	2,284	2,817	5,101
	218	城南小学校	867	1,019	1,886
	219	森下保育園	1,530	1,787	3,317
	220	日吉小学校	1,723	2,040	3,763
	221	日吉東小学校	2,089	2,319	4,408
	222	力合小学校	3,389	3,832	7,221
	223	薄場団地集会所	1,242	1,492	2,734
	224	古町小学校	1,248	1,604	2,852
	225	花陵中学校	2,170	2,813	4,983
	226	白坪小学校	2,342	2,628	4,970
	227	城山小学校	3,296	3,911	7,207
	228	池上小学校	2,305	2,840	5,145
	229	高橋小学校	830	973	1,803
	230	中島地域コミュニティセンター	752	912	1,664
	231	二番公民館	765	909	1,674
	232	小島小学校	1,064	1,256	2,320
	233	有明保育園	269	290	559
	234	松尾東小学校	340	360	700
235	松尾西小学校	521	587	1,108	
236	松尾北公民館	102	106	208	
237	河内小学校	1,201	1,374	2,575	
238	みかんの里振興センター	790	904	1,694	
239	椎亀公民館	379	448	827	
240	芳野小学校	511	568	1,079	
241	鮑田東小学校	2,354	2,733	5,087	
242	鮑田南小学校	822	1,004	1,826	
243	鮑田西小学校	1,037	1,230	2,267	
244	中緑小学校	457	543	1,000	
245	銭塘小学校	941	1,061	2,002	
246	奥古閑小学校	1,463	1,680	3,143	
247	川口小学校	982	1,082	2,064	
		小計	74,746	88,212	162,958
		合計	238,939	276,234	515,173

総務

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

区分	選挙施行年月日	昭58. 4.24	昭62. 4.26	平 3. 4.21	平 7. 4.23	平11. 4.25
有権者総数		362,884	384,110	440,958	467,890	489,743
投票者数		248,675	255,361	282,185	270,623	278,909
投票率 (%)		68.53	66.48	63.99	57.84	56.95
立候補者数		64	68	74	67	68
定数		52	52	56	52	52
最高得票数		6,762	8,645	7,811	7,701	7,844
当選者最低得票数		2,754	3,195	3,194	3,641	3,679
立候補者最高年齢		84	73	77	81	85
最低年齢		27	29	26	27	29

(3) 過去の選挙の投票率

(単位 %)

選挙別	開票区	第 1	第 2	全体
参議院議員通常選挙 (選挙区)	(平10. 7.12)	55.12	55.97	55.39
熊本市長選挙	(平10.11. 8)	31.44	34.22	32.33
県議会議員一般選挙 (熊本市選挙区)	(平11. 4.11)	54.22	60.90	56.36
市議会議員一般選挙	(平11. 4.25)	54.42	62.29	56.95
熊本県知事選挙	(平12. 4.16)	53.08	54.37	53.49
参議院議員補欠選挙 (選挙区)	(平12. 4.16)	52.25	53.94	52.79
衆議院小選挙区選出議員選挙	第1区 (平12. 6.25)	59.31		59.31
衆議院小選挙区選出議員選挙	第2区 (平12. 6.25)		56.60	56.60
参議院議員通常選挙 (選挙区)	(平13. 7.29)	56.43	54.81	55.92

(注) 国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

(4) 各種選挙党派別得票状況

選挙別	党派別 区分	自	民	社	民	公	明	共	産	新	社	民	主	保	守	党	諸	派	無	所	属	計
		民	社	公	明	産	新	社	民	主	保	守	党	諸	派	無	所	属	計			
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 2 (平10.7.12)	総得票数	111,558	—	—	—	30,019	—	118,323	—	—	—	—	—	—	—	—	5,708	—	—	—	265,608	
	最高%	81,394	—	—	—	30,019	—	118,323	—	—	—	—	—	—	—	—	5,708	—	—	—	—	
	最低%	30,164	—	—	—	30,019	—	118,323	—	—	—	—	—	—	—	—	5,708	—	—	—	—	
	得票率(%)	42.00	—	—	—	11.30	—	44.55	—	—	—	—	—	—	—	—	2.15	—	—	—	100	
	候補者数	2	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	5	
熊本市長選挙 (平10.11.8)	総得票数	—	—	—	—	29,759	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	128,048	—	157,807	
	最高%	—	—	—	—	29,759	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	128,048	—	—	
	最低%	—	—	—	—	29,759	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	128,048	—	—	
	得票率(%)	—	—	—	—	18.86	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	81.14	—	100	
	候補者数	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	2	
県議会議員選挙 (熊本市選挙区) 定数 18 (平11.4.11)	総得票数	113,159	—	—	37,055	14,946	—	15,958	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	92,464	—	273,582	
	最高%	18,791	—	—	12,724	9,574	—	11,842	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,002	—	—	
	最低%	3,956	—	—	11,659	5,372	—	4,116	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	601	—	—	
	得票率(%)	41.36	—	—	13.54	5.46	—	5.83	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33.80	—	100	
	候補者数	9	—	—	3	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	—	27	
市議会議員選挙 定数 52 (平11.4.25)	総得票数	97,147	8,301	32,463	12,118	809	14,883	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	546	108,958	275,225	
	最高%	7,844	4,720	5,240	4,251	809	5,628	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	546	5,641	—	
	最低%	2,958	3,581	4,295	3,826	809	3,893	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	546	197	—	
	得票率(%)	35.30	3.02	11.80	4.40	0.29	5.41	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.20	39.59	100	
	候補者数	21	2	7	3	1	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	30	68	
熊本県知事選挙 (平12.4.16)	総得票数	—	—	—	—	14,165	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	249,617	263,782	
	最高%	—	—	—	—	14,165	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	134,277	—	
	最低%	—	—	—	—	14,165	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	115,340	—	
	得票率(%)	—	—	—	—	5.37	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	94.63	100	
	候補者数	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	3	
参議院議員補欠選挙 (平12.4.16)	総得票数	—	—	—	—	25,733	—	108,942	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	122,440	257,115	
	最高%	—	—	—	—	25,733	—	108,942	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	101,889	—	
	最低%	—	—	—	—	25,733	—	108,942	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20,551	—	
	得票率(%)	—	—	—	—	10.01	—	42.37	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	47.62	100	
	候補者数	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	4	
衆議院 小選挙区選挙第1区 定数 1 (平12.6.25)	総得票数	86,817	—	—	—	21,026	—	92,161	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200,004	
	最高%	86,817	—	—	—	21,026	—	92,161	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	最低%	86,817	—	—	—	21,026	—	92,161	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	得票率(%)	43.41	—	—	—	10.51	—	46.08	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	
	候補者数	1	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	
衆議院 小選挙区選挙第2区 定数 1 (平12.6.25)	総得票数	—	—	—	—	5,597	—	28,146	50,280	3,170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	87,193	
	最高%	—	—	—	—	5,597	—	28,146	50,280	3,170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	最低%	—	—	—	—	5,597	—	28,146	50,280	3,170	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	得票率(%)	—	—	—	—	6.42	—	32.28	57.67	3.64	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	
	候補者数	—	—	—	—	1	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 1 (平13.7.29)	総得票数	135,665	—	—	—	17,349	4,277	105,933	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,096	—	271,320
	最高%	135,665	—	—	—	17,349	4,277	105,933	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,096	—	271,320
	最低%	135,665	—	—	—	17,349	4,277	105,933	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,096	—	271,320
	得票率(%)	50.00	—	—	—	6.39	1.58	39.04	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.93	—	100
	候補者数	1	—	—	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	5

総務

(注) 各選挙の直近のものを記載

国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

按分による小数点以下の得票数は省略

平成10年参議院議員通常選挙における「諸派」は「自由連合」

衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし

18 土地開発公社

名 称	熊本市土地開発公社
設 立 年 月 日	平成7年11月10日
目 的	熊本市土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備及び市民福祉の増進に寄与することを目的とする。
事 業	次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。 (1) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地 (2) 道路、公園、緑地その他の公共施設及び公用施設の用に供する土地 上記の業務に附帯する業務を行うこと。
役 員	理 事 長 副市長 副理事長 副市長 常務理事 企画財政局長 理 事 教育長 交通事業管理者 水道事業管理者 総務局長 市民生活局長 健康福祉局長 環境保全局長 経済振興局長 都市整備局長 建設局長 消防局長 監 事 収入役 総務部長 役員の任期は2年、ただし再任をさまたげない。
資本金及び資金	基本財産 20,000千円（市出資金） 運用財産 20,000千円（市出資金） 資金は市の債務保証を得て市中金融機関及び市土地開発基金より借入している。
利 率	年5.0%以内

事業実績

平成13年度事業

- (1) 公有地取得事業
取得実績なし

(2) 公有地売却事業

事業名	執行額		備考
	面積	金額	
教育用地	9,405.73 ^{m²}	248,383,620 ^円	清水中学校拡張用地外2件
公園用地	266.75	229,418,490	坪井川桜橋際緑地用地外1件
道路改良用地	69.61	99,132,889	春日7丁目池上町第1号線道路改良工事用地
「公拡法」に基づく先買い用地	814.80	234,880,875	「公拡法」総合女性センター拡張用地
合計	10,556.89	811,815,874	

19 土地開発基金

設置 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する。

基金の額 2,558,913千円（平14. 3. 31現在）

運用の範囲 基金は上記の目的を達成するため、土地を先行取得するほか、熊本市土地開発公社の土地取得事業に貸し付けることができる。（貸付利率 年3%）

20 熊本市現代美術館の建設

平成5年6月文化功労者で洋画家の井手宣通氏の生涯にわたる主要な作品の本市への寄贈を発端として美術館建設計画が始まった。

平成14年3月29日、熊本の顔ともいう上通町の再開発事業（上通A地区第1種市街地再開発事業）によって建設された再開発ビル（びぶれす熊日会館）が竣工し、本市美術館は同ビルの3階、4階及び5階の一部に建設され、枯らし期間及び開館準備期間を経て、平成14年10月12日グランドオープンする。

本市美術館の機能、活動及び施設の内容等の在り方については、平成9年9月に設置した美術専門家、有識者等で構成する「熊本市美術館建設検討委員会」において検討され、9回にわたる審議を経て、平成11年3月最終答申『熊本市美術館の目指すべき構想について』が提出された。

その中で市民に開放された美術館として「市民の心と感性を支える美術館」「市民の豊かな精神生活や多様な価値観を育む運動体としての美術館」という基本的考え方が示され、それを基に国際的視野に立った現代美術館の整備を進めた。

(1) 美術館建設事業の経緯

- ・平成5年6月 井手宣通氏の遺族から本市へ同氏の主要な作品が寄贈される。
- ・平成9年3月 3月市議会にて上通A地区市街地再開発事業に参画し、美術館を建設することを表明する。

- ・平成9年9月 熊本市美術館建設検討委員会を設置する。
- ・平成11年3月 熊本市美術館建設検討委員会より最終答申「熊本市美術館の目指すべき構想について」が提出される。
- ・平成12年1月 上通A地区市街地再開発ビル建設工事起工式が行われる。
- ・平成12年4月 企画調整局(現企画財政局)内に「美術館設立準備室」が設置される。
- ・平成14年3月 上通A地区市街地再開発ビルが竣工する。
- ・平成14年10月 熊本市現代美術館開館(予定)

(2) 美術館建設事業の概要

- 美術館の面積 6,416㎡(3階・4階及び5階の一部)
- 美術館内の主な施設 企画展示室、ホームギャラリー(美術図書室)、メディアギャラリー、アートロフト(多目的ホール)、キッズファクトリー(子ども用アトリエ)、会議研修室ほか

【参考：上通A地区市街地再開発ビルの概要】

施行地区面積：約1.1ha

敷地面積：約9,000㎡

建物の延べ床面積：約56,400㎡

主要用途：美術館、商業施設、ホテル、武道場、オフィス、カルチャーセンター、駐車場

(3) 美術館開館後の開館記念展覧会スケジュール

- ・熊本国際美術展 ATTITUDE 2002－人間・態度・表現－(仮称)

(平成14年10月12日～12月9日予定)

世界の作家の美術作品を通して、現代の人間の態度を問う国際美術展

- ・井手宣通展(仮称)(平成14年12月21日～平成15年2月3日予定)

美術館建設のきっかけとなった井手宣通氏の画業をたどり、戦後洋画界における井手芸術の役割を検証する。

- ・九州力展－美術としての九州－(仮称)

(平成15年2月15日～3月31日予定)

近代から現代までの九州出身アーティストの作品を通し、九州という芸術的風土に光を当てる。

(4) 熊本市美術文化振興財団

名称 財団法人熊本市美術文化振興財団

設立年月日 平成6年10月27日

目的 熊本の美術文化の発展・向上に貢献するため郷土ゆかりの美術家等を顕彰し、美術作品等の調査・研究を行い、広い視野に立った美術文化の振興を図ることを目的とする。

事業 ・郷土ゆかりの美術家等に関する調査・研究

・郷土ゆかりの美術家等に関する企画展及び企画事業の実施

- ・美術等に関する刊行物等の発行及び販売
- ・美術文化振興事業に関する講演、講座等の実施
- ・熊本市の設置する美術館の管理運営及び事務事業の受託
- ・その他財団の目的を達成するために必要な事業

基本財産 1億円

平成13年度の事業内容

熊本市現代美術館開館へ向けての準備事業、美術作品・作家等に関する調査及び研究等事業、美術教育普及事業等の実施、プレイバント企画開催業務、開館後の展覧会等の企画等を実施している。

21 市庁舎概要

市庁舎は、昭和54年3月に着工、昭和56年11月落成し、20年を経過している。建設にあたっては、建物を新しくするばかりでなく、内容的にも市庁舎はどうあるべきかとの基本理念を踏まえ、住民サービスに直結する窓口部門を集中するなど市民への配慮を行うとともに、環境への負担に配慮しつつ執務環境の向上を目指した。

また、昭和11年に建設された旧熊本地方貯金局である花畑町別館は、地下1階地上4階建ての建物であるが、毎年計画的に補修を行い、耐用年数の延長を図るとともに執務環境を改善しながら利用している。

(1) 建物概要

所在地	手取本町1番1号		
敷地面積	10,007.20㎡		
建築面積	5,583.54㎡		
延面積	39,709.43㎡ (他に駐輪場83.70㎡がある)		
構造・規模	高層棟	鉄骨造	地下2階地上15階建
	議会棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上6階建
高さ	高層棟	軒高62.10m	
	議会棟	軒高26.00m	
工期	着工	昭和54年3月17日	
	竣工	昭和56年10月31日	
総事業費	112億2,000万円		
財源内訳	基金	62億5,000万円	
	起債	47億3,000万円	
	一般財源	2億4,000万円	
事業費内訳	建築工事	65億3,000万円	
	設備その他工事	36億6,000万円	
	委託費	5億6,000万円	
	備品費	4億7,000万円	

(2) 建物の特色・特徴

ア 窓口事務部門の集約化

市民課を中心として窓口部門を1～2階に集中的に配し、その間をエスカレーター2基で結ぶことにより、立体的総合窓口化を図った。

イ 市民ホール、展示ホール等の設置

市民のコミュニティの場、憩いの場としてのスペースを確保するため、市民ホール、展示ホール、展望ロビー等を設置している。

ウ 美術文化の導入

庁舎建物に地域性、芸術性等の文化的潤いを加味するよう努め、地元画家の壁画をはじめ、彫刻、美術、照明、壁掛、美術パネル等の美術装飾を積極的にとり入れた。

エ 熊本城との調和

庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状について高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式をとり入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図った。

オ 身体障害者への配慮

身体障害者への配慮として、出入口は全てスロープ式とし自動ドアを取り付けているほか、エレベーターには特別な装置を施しており、専用トイレも8カ所設置している。

また、バリアフリーの観点から障害者にも優しい庁舎を目指し、各種の取り組みを行っている。

カ 防災設備

風水害、火災あるいは地震等に対しては、防潮板やスプリンクラーの取り付け、バルコニーの設置など設計上からも万全を期しており、特に耐震性は阪神・淡路大地震クラスの地震にも耐える建物である。

キ 省エネルギー対策

高層棟の各階にはバルコニーが設置されているため、これが日本家屋の軒庇の効用と同じく太陽直射熱を遮って、外部からの熱負荷を軽減させている。

また、窓ガラスは断熱性の高い複層ガラスを用いているほか、外壁については内貼材（スタイロフォーム）を使用して断熱効果を高めている。

(3) 熊本市役所駐車場

所在地	下通1丁目1番8号			
開設年月	昭和55年4月			
総面積	8,054㎡			
収容台数	351台	2階 48台 3階 62 4階 62	5階 62台 6階 55 屋階 62	
駐車料金	区 分		駐 車 料 金	
	1	月曜日から金曜日まで (休日を除く)	午前8時30分から 午後5時30分まで	規則で定める用務先 確認印がある場合 (1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
				規則で定める用務先 確認印がない場合 (1) 駐車を開始した時から1時間以内は400円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
	2	月曜日から金曜日まで (休日を除く)	午後5時30分から 午後10時まで	規則で定める用務先 確認印がある場合 (1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
				規則で定める用務先 確認印がない場合 (1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
	3	土曜日、日曜日及び 休日	午前8時30分から 午後10時まで	規則で定める用務先 確認印がある場合 (1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
規則で定める用務先 確認印がない場合 (1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円				
備考。駐車場の閉鎖時刻までに在庫しなかった場合における閉鎖時刻から翌日の開始時刻までの料金は、1時間までごとに150円を別に徴収する。				
営業概要 (平成13年度)	台数	385,805台		
	収入	82,759,550円		

総務

(4) 熊本市自転車駐車場

近年、ミニバイク等の二輪車の増加は著しく、市街地中心部における放置二輪車は、防災上、歩行者の安全性、都市美観等に影響をおよぼしている。市庁舎周辺地域でも相当数の放置二輪車があり、それらを整理、収容するため、また土地の高度利用の面からも上層階には、執務室及び会議室等を配置している。

駐輪施設としては自走式で半地下階から4階までを使用し、安全性や維持管理を考慮したテレビ監視システムや自動放送システム等を取り入れている。

所在地 花畑町9番1号(市役所別館内)

開設年月日 昭和61年1月11日

敷地面積 703.43㎡

建築面積 434.99㎡

延面積 3,401.21㎡(駐車場部分:1,742.96㎡)

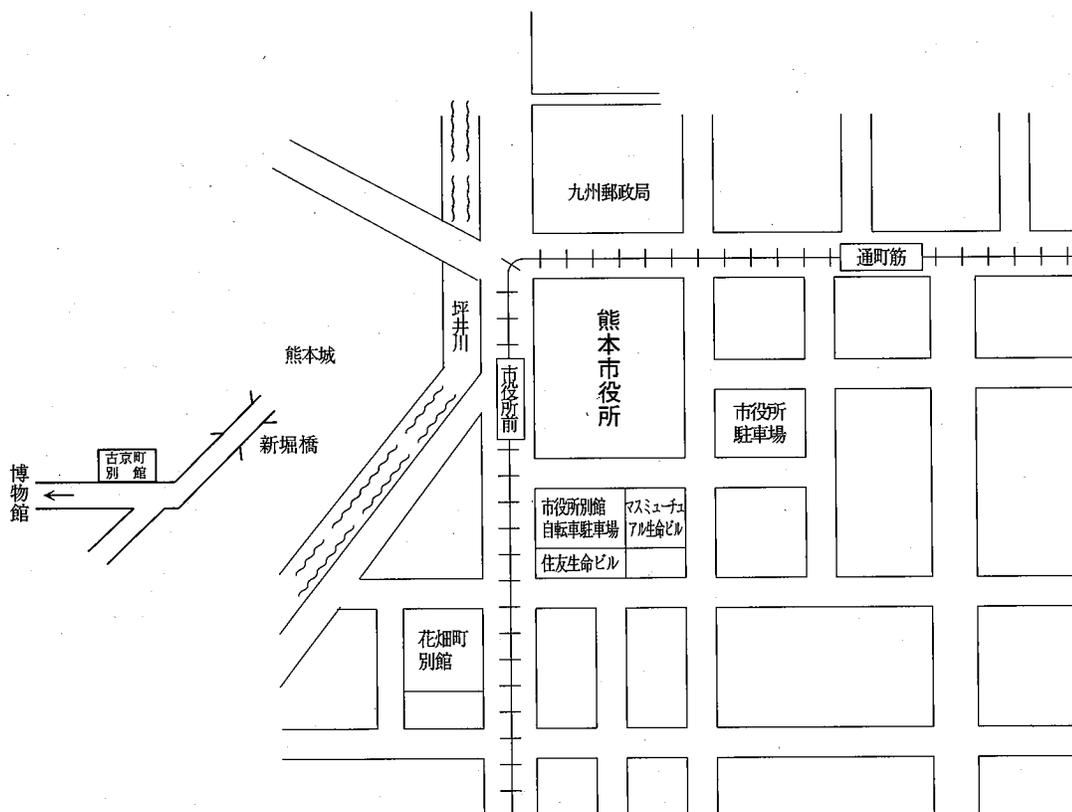
構造 鉄骨造 8階建(一部半地下)

建設費 388,000千円

収容台数 740台(自転車285台、二輪車455台)

利用台数 13年度 336,692台

庁舎位置図



花畑町別館

下水道管理課 下水道計画課 下水道建設課	階 4
市史編纂室	3
市街地開発課 河川課 上熊本駅周辺整備室 入札室 監理課閲覧室	2
下水道技術センター 西部第一土地区画整理事務所	1

市役所別館

大会議室	階 8
会議室	7
統計課 行政資料室	6
調達課 入札室	5
自転車駐車場	4 1

旧鉄道郵便局

熊本駅周辺整備事務所	階 2
産業文化会館	
消費者センター	階 5
金融経営相談課	4

マスミューチュアル生命ビル

教育委員室 施設課	階 7
教育長室 総務課 教育企画課	6
学務課 教職員課 指導課	5
人権教育指導室 健康教育課	4
文化財課 生涯学習課	3
社会体育課	2

古京町別館

職員研修センター	階 2
(熊本城総合事務所) 整備振興課 施設管理課	1

住友生命ビル

(選挙管理委員会事務局) 総務課 選挙課	階 3
-------------------------	--------

本 庁 舎

総務

		機械室		機械室		階
		展望ロビー		レストラン		15
		大ホール				14
		監査委員室		監査事務局		13
		人事委員室		人事委員会事務局		13
		農業委員会事務局		情報公開窓口		13
		外部監査入室				13
		国際交流課		生活安全課		12
		交通安全推進室		男女共生推進課		12
		青少年育成課		文化振興課		12
		指導監査課		用地調整室		12
		工事技術検査室		用地第一課		12
		用地第二課				12
		都市整備局長室		都市計画課		11
		都市整備指導課		交通計画課		11
		建築指導課		建築審査室		11
		公園管理課		公園建設課		11
		観光物産課		競輪事業部庶務課		10
		競輪事業部事業課				10
		道路総務課		道路管理課		10
		道路整備課		街路課		10
		建設局長室		監理課		9
		建築課		設備課		9
		施設保全課		住宅建設課		9
		住宅管理課				9
		経済振興局長室		経済企画課		8
		雇用福祉対策室		商工課		8
		農政企画課		農業経営課		8
		生産流通課		耕地課		8
		水産振興課				8
		環境保全局長室		環境企画課		7
		緑保全課		水保全課		7
		事業管理課				7
		減量美化推進課		浄化対策課		7
		行政改革推進プロジェクト				7
		健康福祉局長室		地域保健福祉課		6
		健康福祉政策課				6
		人事課		共済組合事務局		6
		職員厚生課		管財課		6
委員会室		市長室		副市長室		5
		秘書課		政策審議プロジェクト		5
議場		企画財政局長室		企画課		4
議員控室		財政課		広報課		4
渡り廊下		総務局長室		総務課		4
議長室		市民生活局長室		地域づくり推進課		3
副議長室		地籍調査課		保育課		3
議員控室		情報システム課		情報企画課		3
議会事務局長室		総合防災対策室		浄書室		3
総務課		議事課				3
委員会室		収入役室		会計室		2
		主税課		市民税課		2
		資産税課		納税課		2
		人権推進総室				2
		子育て支援課		介護保険課		2
		高齢保健福祉課		保護第一課		2
		保護第二課		喫茶室		2
市民交流サロン		国民健康保険課		保険料収納課		1
市民課		国民年金課		福祉総合相談室		1
		障害保健福祉課				1
		総合案内		水道料金納入所		1
		指定金融機関		CDコーナー		1
		衛生管理室		食堂		地下
		守衛室		時間外出入口		1
		公用車集中管理室				1
		CDコーナー		理容室		地下
		美容室		売店		1
		郵便局		防災センター		1
		車庫				1
		機械室		中央監視室		地下
						2

